

埼玉県マスコット  
「コバトン」「さいたまっち」



(案)

## 第13次埼玉県鳥獣保護管理事業計画

(令和4年度～令和8年度)

令和4年4月1日から

5年間

令和9年3月31日まで

彩の国  埼玉県



## 目次

<b>第1 計画策定の目的</b> .....	1
<b>第2 計画の期間</b> .....	1
<b>第3 法令及び計画等との関係</b> .....	1
<b>第4 関係主体の役割の明確化と連携</b> .....	2
1 国の役割 .....	2
2 県の役割 .....	2
3 市町村の役割 .....	3
4 事業者、民間団体、県民 .....	3
(1) 方針 .....	3
(2) 狩猟者の確保及び育成に関する連携 .....	3
(3) 銃の安全確保に関する連携 .....	4
<b>第5 科学的な知見に基づく施策の推進</b> .....	4
<b>第6 現状及び課題</b> .....	4
1 現状及び課題 .....	4
(1) 県内の鳥獣の概要等 .....	4
(2) 管理の担い手 .....	7
(3) 保護及び安全の確保 .....	9
(4) 狩猟の適正化 .....	9
<b>第7 狩猟者の免許、更新、人材の育成</b> .....	9
1 狩猟免許・更新 .....	9
2 狩猟者技能の維持及び向上 .....	9
<b>第8 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項</b> .....	10
1 鳥獣保護区の指定 .....	10
(1) 方針 .....	10
(2) 本計画中の鳥獣保護区等の指定等の計画 .....	11
2 特別保護地区の指定及び本計画中の指定計画 .....	13
(1) 方針等 .....	13
(2) 本計画中の特別保護地区等の指定等の計画 .....	14
3 休猟区の指定及び本計画中の指定計画 .....	14
(1) 方針 .....	14
(2) 本計画中の休猟区の指定等の計画 .....	15

4	鳥獣保護区の整備等 .....	15
	(1) 方針.....	15
	(2) 整備計画.....	15
<b>第9</b>	<b>鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項 .....</b>	<b>15</b>
1	鳥獣の人工増殖 .....	15
	(1) 狩猟鳥獣の人工増殖 .....	15
	(2) 県鳥の人工増殖 .....	16
2	放鳥獣.....	16
	(1) 方針.....	16
	(2) 放鳥計画.....	16
	(3) 放鳥効果測定調査 .....	16
<b>第10</b>	<b>鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項 .....</b>	<b>17</b>
1	鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 .....	17
	(1) 許可しない場合の考え方 .....	17
	(2) 許可に当たっての条件の考え方 .....	17
	(3) わなの使用に当たっての許可基準.....	17
	(4) 捕獲等又は採取等の実施に当たっての留意事項 .....	18
	(5) 捕獲物又は採取物の処理等 .....	18
	(6) 捕獲等又は採取等の情報の収集 .....	19
	(7) 許可権限の市町村への移譲 .....	19
2	学術研究を目的とする場合 .....	20
	(1) 方針.....	20
	(2) 学術研究.....	20
	(3) 標識調査を目的とする場合 .....	21
3	鳥獣の保護を目的とする場合 .....	22
	(1) 方針.....	22
	(2) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的 .....	22
	(3) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的 .....	22
	(4) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的.....	23

4	鳥獣の管理を目的とする場合 .....	23
(1)	方針.....	23
(2)	第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的 .....	24
(3)	鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的 .....	25
5	その他特別な事由を目的とする場合.....	29
(1)	方針.....	29
(2)	博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的 .....	29
(3)	養殖している鳥類の過度の近親交配を防止する目的 .....	29
(4)	前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的 .....	30
6	鳥類の飼養の適正化 .....	30
(1)	方針.....	30
(2)	飼養適正化のための指導内容.....	30
7	販売禁止鳥獣等 .....	30
(1)	許可の考え方 .....	30
(2)	許可の条件 .....	30
<b>第11</b>	<b>特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項 .....</b>	<b>31</b>
1	特定猟具使用禁止区域の指定 .....	31
(1)	方針.....	31
(2)	特定猟具使用禁止区域指定計画 .....	31
2	特定猟具使用制限区域の指定 .....	33
(1)	方針.....	33
(2)	指定計画.....	33
3	猟区設定のための指導.....	33
(1)	方針.....	33
(2)	計画.....	34
4	指定猟法禁止区域.....	34
(1)	方針.....	34
(2)	現在の指定区域.....	34
(3)	指定猟法禁止区域指定計画 .....	34

<b>第12 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項</b> .....	<b>34</b>
1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針 .....	35
2 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針 .....	35
(1) 方針及び経緯 .....	35
(2) 第3次第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）のあらまし及び管理の方向性 .....	35
(3) 第3次第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）のあらまし及び管理の方向性 .....	36
3 特定計画の作成に関する事項 .....	37
(1) 計画策定の目的 .....	37
(2) 対象鳥獣の単位 .....	37
(3) 計画期間 .....	37
(4) 対象区域 .....	37
(5) 計画の目標 .....	38
(6) 保護又は管理事業 .....	38
(7) 第一種特定鳥獣保護計画の記載項目 .....	38
(8) 第二種特定鳥獣管理計画の記載項目 .....	38
4 計画の作成及び実行手続 .....	38
(1) 検討委員会の設置 .....	38
(2) 関係地方公共団体との協議 .....	39
(3) 利害関係人の意見の聴取 .....	39
(4) 計画の決定及び公表・報告 .....	39
(5) 計画の評価・見直し .....	39
(6) 計画の実行体制の整備 .....	39
<b>第13 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項</b> .....	<b>39</b>
1 基本方針 .....	39
2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査 .....	39
(1) 県内希少野生動植物種選定調査 .....	39
(2) 希少野生動植物種生息状況等調査 .....	39
(3) オオタカ等生息状況調査 .....	40
(4) ガンカモ類の生息調査 .....	40

(5) 狩猟実態調査 .....	40
(6) その他の調査 .....	40
3 鳥獣管理対策調査 .....	41
(1) 方針.....	41
(2) 調査の概要 .....	41
4 法の諸制度に基づく状況調査 .....	41
(1) 狩猟による捕獲等の状況.....	41
(2) 狩猟以外（有害鳥獣捕獲等）の捕獲等の状況.....	41
(3) 鳥獣保護区等狩猟制限区域の指定・管理のための調査.....	41
<b>第14 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項 .....</b>	<b>42</b>
1 鳥獣行政担当職員 .....	42
(1) 方針.....	42
(2) 研修計画.....	42
2 鳥獣保護管理員 .....	42
(1) 方針.....	42
(2) 設置計画.....	42
(3) 年間活動計画 .....	43
(4) 研修計画.....	43
3 保護及び管理の担い手の育成 .....	43
(1) 方針.....	43
(2) 研修計画.....	44
(3) 狩猟者の確保及び技能の向上に向けた対策.....	44
4 鳥獣保護管理の総合的な拠点の整備.....	44
5 取締り.....	45
(1) 方針.....	45
(2) 年間計画.....	45
6 必要な財源の確保 .....	45
<b>第15 その他鳥獣保護管理事業の実施のため必要な事項 .....</b>	<b>46</b>
1 傷病鳥獣救護.....	46

(1) 傷病鳥獣救護に関する考え方 .....	46
(2) 傷病鳥獣救護への対応 .....	46
(3) 救護体制及び普及啓発 .....	46
(4) 傷病鳥獣の個体の処置 .....	46
(5) 野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症対策 .....	47
(6) 野生復帰.....	47
(7) 保護管理体制 .....	47
2 鳥獣への安易な餌付けの防止 .....	48
3 感染症への対応 .....	48
(1) 高病原性鳥インフルエンザ .....	48
(2) 豚熱及びアフリカ豚熱 .....	48
(3) その他感染症 .....	49
4 放射性物質検査 .....	49
(1) 経緯及び方針 .....	49
(2) 概要.....	49
5 カラス・ムクドリ等の都市鳥等.....	49
(1) 方針.....	49
6 住宅地等への鳥獣の侵入対応の考え方 .....	50
(1) 方針.....	50
(2) 関係機関との連携 .....	50
7 鳥獣保護思想の普及 .....	50
(1) 方針.....	50
(2) 事業の年間計画 .....	51
(3) 愛鳥週間行事等の計画 .....	51
8 野生の生きものとふれあう学校の指定 .....	51
(1) 方針.....	51
(2) 指定期間及び指定計画 .....	51
(3) 野生の生きものとふれあう学校に対する指導内容 .....	51
9 法令の普及の徹底 .....	51



(1) 方針.....	51
(2) 実施内容.....	51
<b>付属資料.....</b>	<b>53</b>

# 第13次埼玉県鳥獣保護管理事業計画

## 第1 計画策定の目的

この計画は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）（以下、「法」という。）第4条第1項に基づき、本県の鳥獣の保護及び管理をを図るための事業及び猟具の使用に係る危険の予防に関する事項を本県の実情に鑑みて定め、計画期間を通じて法第1条の目的を実現するために策定する。

すなわち、本県の鳥獣保護管理に関する事業等の実施は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、よって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる県民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的に計画的に行うものとする。

また、事業等の実施にあたっては、埼玉県環境基本計画等関連する諸計画との整合性を保ちつつ、鳥獣保護管理に関する事業を推進するものである。

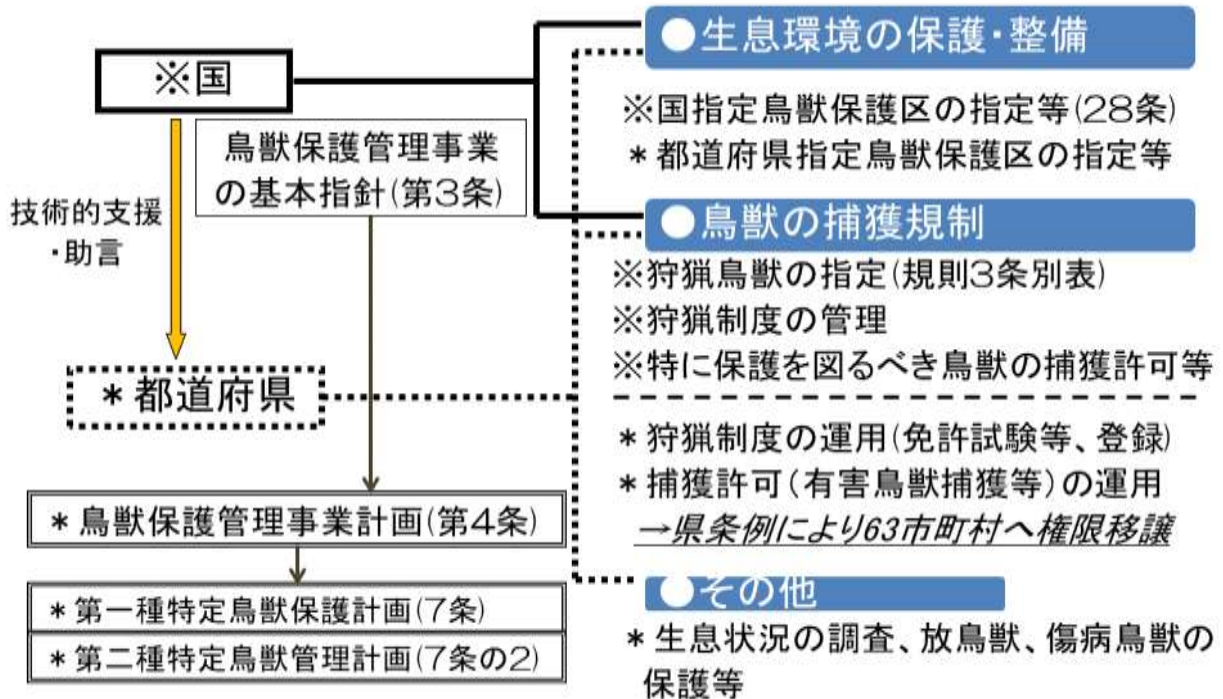
第13次鳥獣保護管理事業計画を定めるにあたり、改めてここに明記する。

## 第2 計画の期間

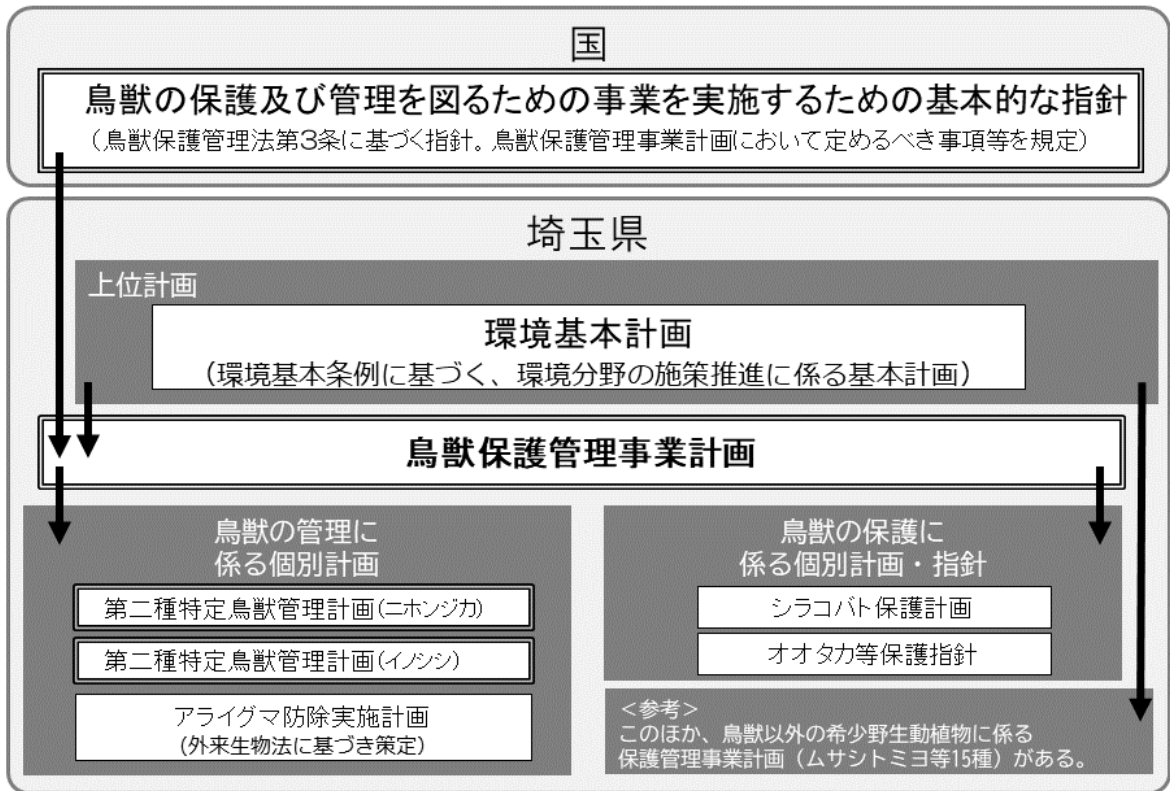
令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5か年とする。

## 第3 法令及び計画等との関係

（鳥獣保護管理法に基づく各計画の位置づけと各主体の権限）



(諸計画との関係)



※ 二重枠(  )は鳥獣保護管理法に基づくもの

## 第4 関係主体の役割の明確化と連携

### 1 国の役割

国は、関係省庁間の連携を強化しつつ、国際的、全国的な鳥獣の保護及び管理の見地から、法律・基本指針等により、国全体としての鳥獣の保護及び管理の行政の方向性について示すとともに、これに沿った取組を促進する。

また、国が管理する区域等における捕獲事業等を実施する。

### 2 県の役割

県は、地域の鳥獣の保護及び管理の見地から、国の施策と連携しつつ、本県の実情を踏まえ、鳥獣保護管理事業計画のほか各種計画等の作成により、科学的で、計画的な鳥獣保護管理の基本的な方向性を示し、施策を実施することをその役割とする。

まず、鳥獣保護区等狩猟制限区域の指定を行い、鳥獣の保護等を図るための地域を確保した上、狩猟者又は鳥獣保護管理員を含めた人材の確保、配置又は育成等を行うことで鳥獣保護等に必要な担い手等の人的資源の充実に努める。

次に、環境大臣が定める指定管理鳥獣については、必要に応じて、第二種特定鳥獣管理計画を作成し、当該鳥獣の管理の目標を設定し、市町村等が実施する当該鳥獣の捕獲全体の調整を行い、必要に応じて、目標達成のために必要な捕獲を主体的に実施する。

さらに、鳥獣による農林水産被害等により、当該被害を直接的に受ける市町村域を超えた事業団体等と当該鳥獣の対策について調整等が必要な場合は、主に県は、関係部局と連携しながら、

当該鳥獣の対策等を担うものとする。

また、県内の鳥獣に関する情報を収集し、または調査を行い、市町村等に情報提供又は技術的な助言等を通じて、各市町村等が効果的に鳥獣に対する取組を進めることができるように努めるものとする。

あわせて、事業者、民間団体と連携し、効果的な鳥獣の保護及び管理等を目指すものとする。

### 3 市町村の役割

市町村については、有害鳥獣の捕獲許可の権限を県から委譲され、特に農林水産物の被害防止対策等、住民の生活環境又は経済活動に関する鳥獣保護管理における第一次的な役割を担うものである。

県の定める鳥獣保護管理事業計画に基づき、国及び県と連携し鳥獣保護管理事業を実施する。

鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を策定した市町村は、必要に応じて県又は近隣市町村と連携し、被害防止計画に基づいて、個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策に係る取組を実施する。

また、鳥獣被害対策において、管轄区域内の生活環境保全を主な目的とし、かつ当該鳥獣の効果的な対策が住民の生活環境に関する行動や取組に依拠するものである場合は、住民の生活に密接に関連する各種権限又は自治会等の地域に密接に関係する団体又は組織との関係性の深い市町村において対応するものとする。

さらに、捕獲結果等に関する情報は、本計画の実施にあたって基礎的な情報となるものであるから、定期的又は必要に応じて県に報告する。

## 4 事業者、民間団体、県民

### (1)方針

鳥獣保護又は管理を推進するためには、国、県又は市町村等の行政主体だけではなく、関係する事業者、民間団体又は県民がそれぞれの役割を果たしていくことが必要である。そこで、県は、市町村及び事業者等との連携を十分に図り、事案や問題毎の最適な協働関係を構築し、又は強めていくことに努める。

例えば、鳥獣の管理の必要な地域においては、県及び市町村と地域住民等が一体となって、未収穫作物や生ごみ等の適切な管理や鳥獣の追い払いの徹底等による鳥獣を誘引しない取組を地域ぐるみで努めていく必要がある。

県は、市町村等と協力し、事業者等の問題等に対する理解を深め、より適切な鳥獣との関係性を模索していくよう努める。

### (2)狩猟者の確保及び育成に関する連携

狩猟者による狩猟活動は、これまでも自然資源の持続的な確保等について重要な役割を果たしてきており、近年は、鳥獣被害対策等への協力も含め、地域における鳥獣の保護及び管理の担い手として役割が認知されてきている。しかし、長期的には狩猟者及び狩猟活動の減少傾向が続いている。

このため、地域社会としても狩猟者の社会的役割を理解し、支援していくことが求められおり、県は、狩猟者の確保及び育成等に関して、長年にわたり狩猟活動の促進等に携わってきた埼玉県猟友会と連携し、鳥獣保護及び管理を推進することとする。

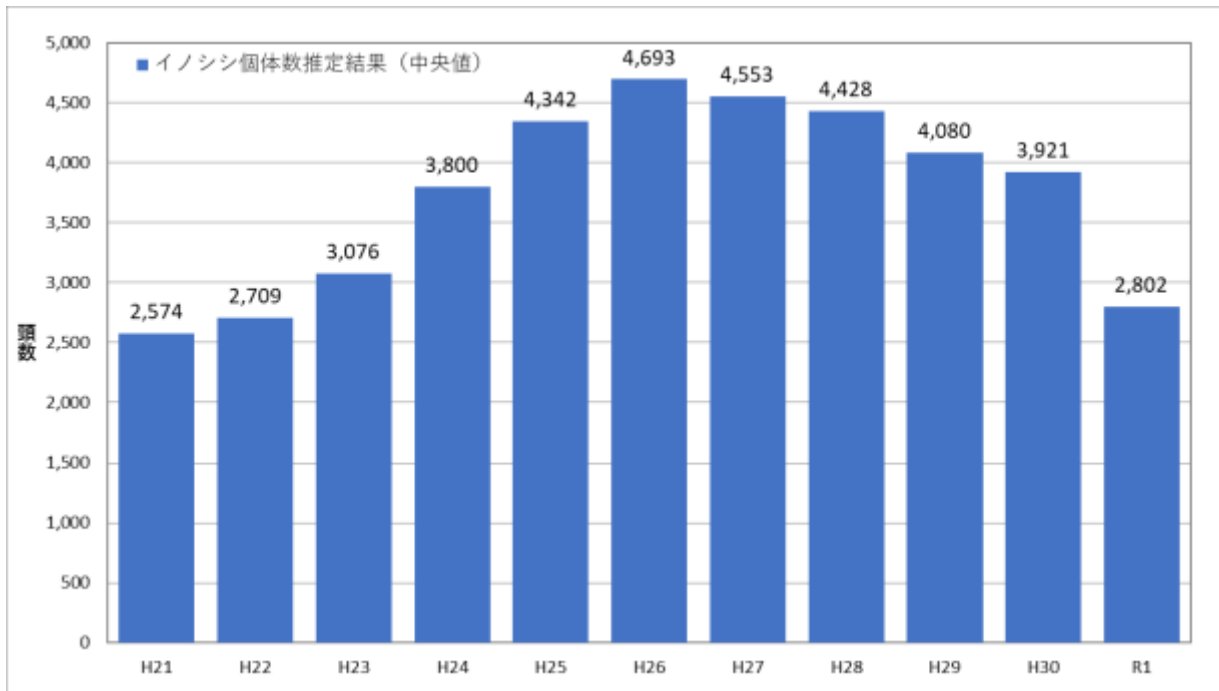


他方で、特定の鳥獣、ニホンジカ及びイノシシ等において、急速な生息数の増加と生息分布の拡大傾向が続いている。生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が深刻な状況にある。

特にニホンジカについては、近年、積雪が減少していることが一つの要因となっていて、奥秩父山地の標高2,000メートル以上の稜線部でも生息が確認されている。ニホンジカの生息域の拡大により、高標高地域においても自然植生が被害を受け、林床植生の衰退や高木種の枯死が多く見られるようになっている。

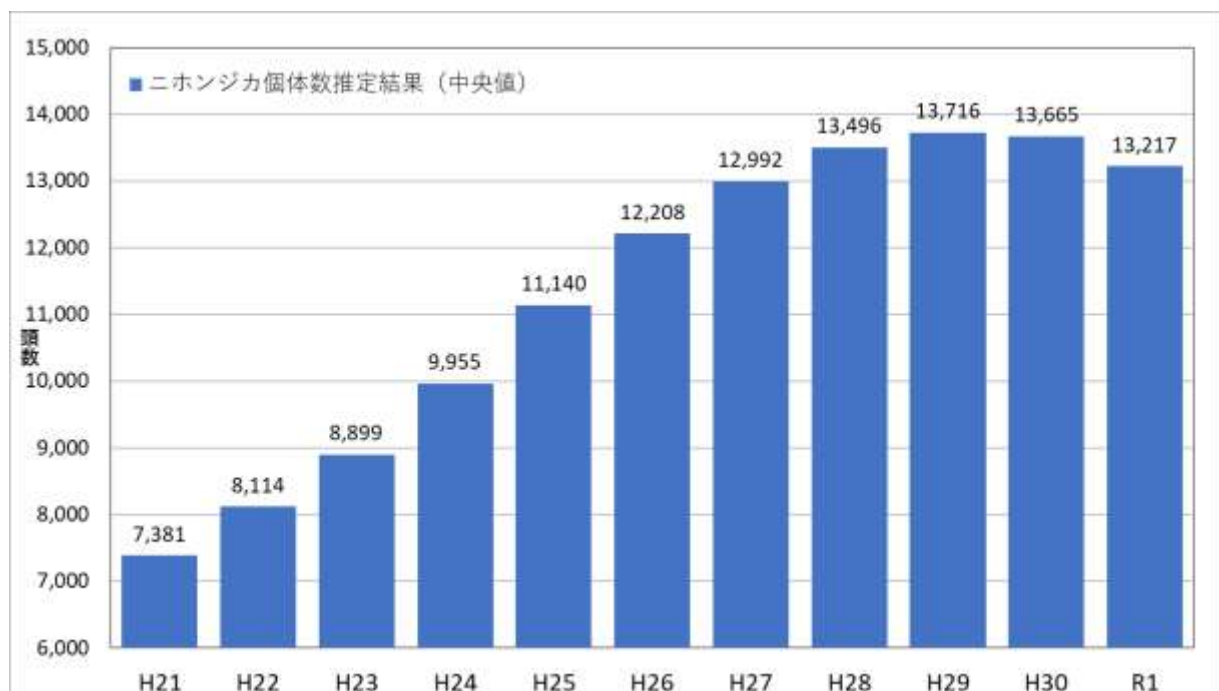
(階層ベイズモデルによるイノシシの個体数推定結果 (令和2年度生息状況調査結果))

※頭数は推定値の中央値による。



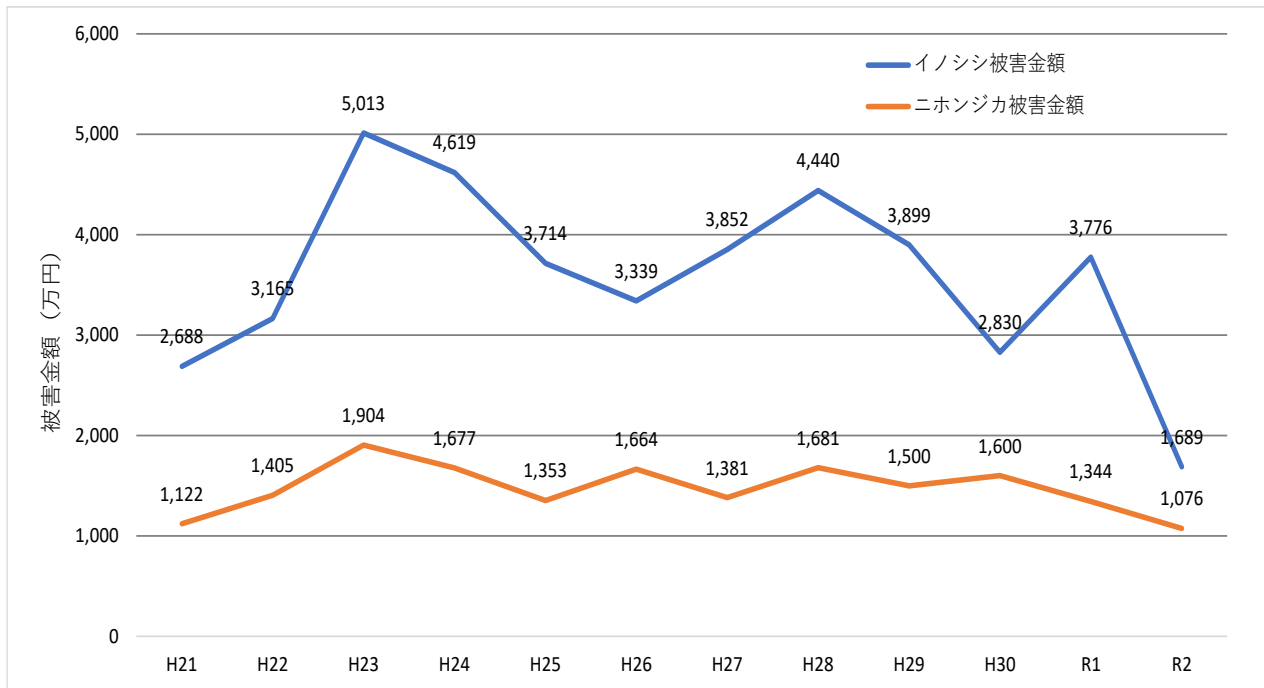
(階層ベイズモデルによるニホンジカ個体数推定結果 (令和2年度生息状況調査結果))

※頭数は推定値の中央値による。





(イノシシ・ニホンジカの農業被害金額の推移 (県農林部資料から作成) )



(R2 の値は速報値)

これらの種による被害については、集落等の周囲に柵を設置することや、加害個体のみを有害捕獲で対応することでは限界がある。広域化する農林業被害や生活環境被害、加害個体を特定しにくい生態系被害に対しては、生態系全体の保全を考慮した積極的な個体群管理（捕獲）が必要とされる。

県内の生物多様性の保全と回復を目指し、野生動植物とそれらを育むこの豊かな自然環境が将来にわたって受け継がれるよう、関係者間の合意形成を図りつつ、自然と共生する県土づくりが求められている。

## (2) 管理の担い手

狩猟は単に資源利用としての捕獲という側面だけでなく、鳥獣の個体数調整の手段として、鳥獣による被害の未然防止に資する役割を果たしている。また、市町村における有害鳥獣捕獲において中核を担うのは、地域の狩猟者である。

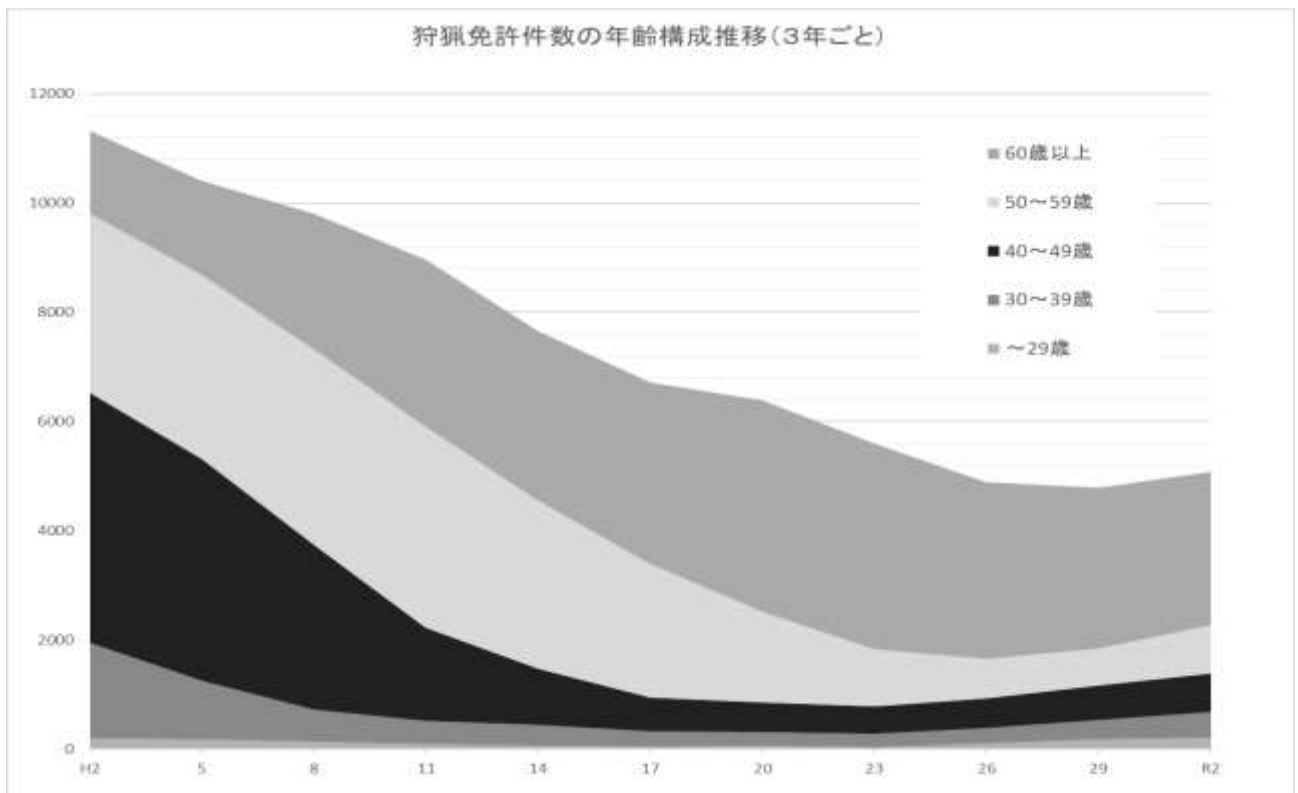
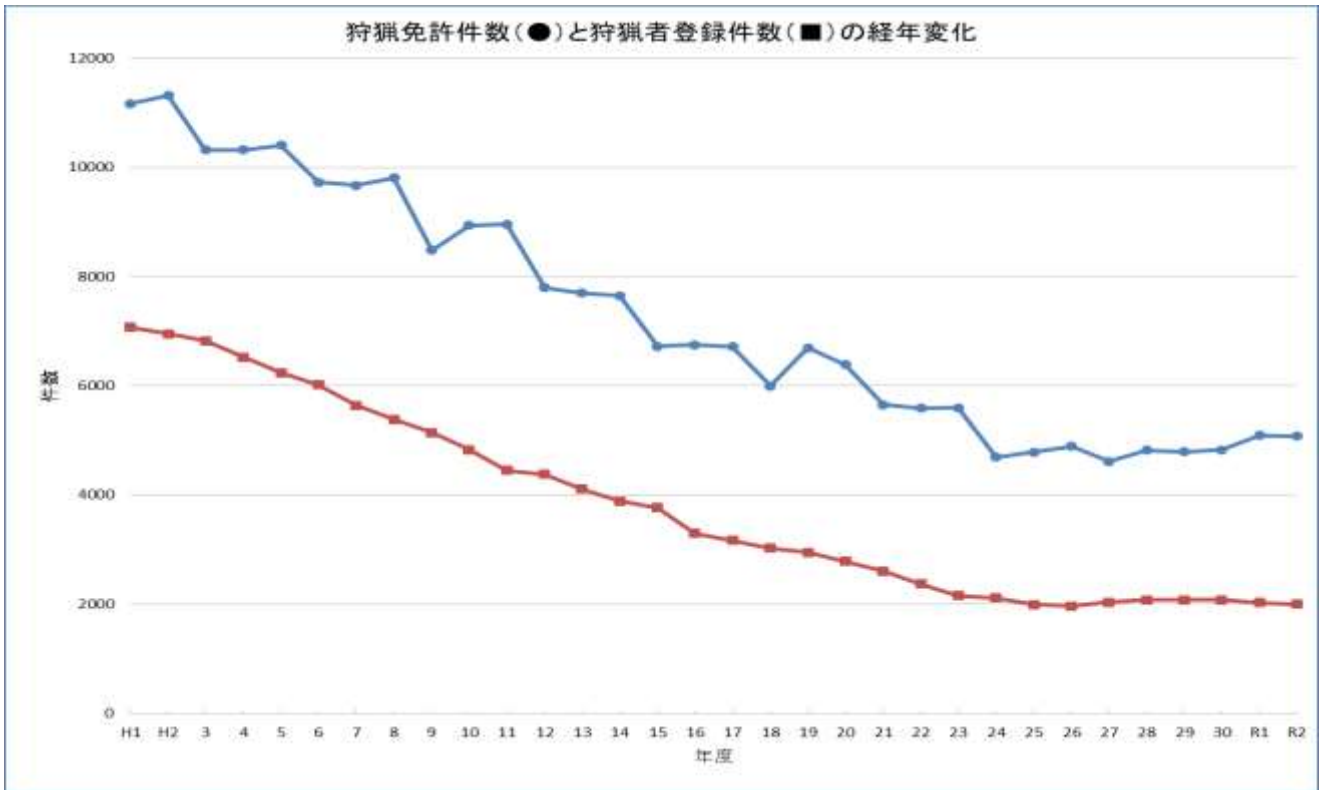
そこで、鳥獣の管理を行う上で、その担い手である狩猟者の確保・育成が必要となっている。狩猟を行う者は、猟法の種類に応じた狩猟免許を所持し、狩猟者登録を行う必要があるが、趣味の多様化等により免許件数及び登録者数は長期的に減少してきており、経験豊富な狩猟者は高齢化している。近年、比較的若い層が増加してきているが、狩猟免許件数の年齢構成は、60歳以上が大半を占めており偏りが著しい。

狩猟を行おうとする者に対しては、狩猟免許を得るための適切な受験機会を提供し、狩猟免許取得者総数の増加を目指すとともに、免許取得者、特に初心者の技能向上等により、実際に野外で活動する狩猟者層を厚くする必要がある。これにより、今後予想される熟達した狩猟者が急速に減少する事態に備える必要がある。

また、個々の狩猟者の狩猟活動だけではなく、農業資源、森林資源及び生活環境の保全のために、県猟友会又は認定鳥獣捕獲等事業者等との連携により、効果的な鳥獣管理が求められている。



他方で、狩猟による事故防止等狩猟の適正化を図ることも求められている。特定猟具使用禁止区域等の設定によるエリアによる区分けのほか、事故防止に向けた研修等により狩猟者の安全確保に関する技能又は意識の向上が必要である。



### (3) 保護及び安全の確保

鳥獣の管理を強化する必要がある一方で、鳥獣の保護や安全の確保の観点も併せて進めていく必要がある。今後、指定管理鳥獣を中心として、積極的な管理が進む中で、鳥獣の保護の観点では、例えば、鉛製銃弾等による鳥類への影響や、わなの使用数の増加による意図しない鳥獣種の捕獲（以下「錯誤捕獲」という。）の増加等が懸念される。

これらに対しては、指定猟法禁止区域制度の適切な活用等、法に規定されている既存の規制的手法を、より一層的確に運用することが求められる。

また、狩猟及び鳥獣に関する調査、報告等の情報収集を通じて、科学的な知見に基づく実態等の把握に努め、効果的な保護及び管理を進めていく必要がある。

### (4) 狩猟の適正化

狩猟は、狩猟者登録を行った者の自由な意思で行われるものであるが、鳥獣の計画的な管理に貢献し得るものであり、狩猟の意義を社会において共有していくことが必要である。

他方で、狩猟における重大な事故や錯誤捕獲等の発生等の地域社会における信頼等を損なう事象の発生を防止するため、狩猟者には、猟具の使用による危険の予防等の安全確保、法令遵守及び地域社会の理解を得るためマナーを含めて遵守することも求められる。

そこで、県は、狩猟の役割について普及啓発を行い、狩猟免許取得を促進するための取組を進めるとともに、免許取得後の狩猟者の知識及び技術の向上等に向けた取組を進めることに努めるものとする。

また、狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者を制限する入猟者承認制度、鳥獣保護区等の保護区域制度等、狩猟に係る各種規制制度を計画的に実施する。

## 第7 狩猟者の免許、更新、人材の育成

### 1 狩猟免許・更新

狩猟者は、自然資源の持続的な確保等の社会的な役割をこれまで果たしてきている。しかし、長期的には、狩猟免許者の減少や高齢化が進行していることから、捕獲技術等を十分に有した狩猟者は減少しており、狩猟者の育成及び確保を県が促進していく必要がある。

県は、狩猟登録免許試験の適切な運用により、狩猟免許取得を希望する者に対して、受験機会の確保や基本的な知識の取得等を図ることとする。

また、更新に際して、免許保持者に対し適正検査を実施するとともに、講習等を通じて狩猟における安全確保等に向けた教育に努めるものとする。

狩猟免許試験受験者数・合格者数

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
受験者数	366	392	400	443	176
合格者数	344	372	376	408	166
合格率	94%	95%	94%	92%	94%

### 2 狩猟者技能の維持及び向上

狩猟者免許者の年齢構成は、高齢な狩猟者に偏っているため、今後、熟練の狩猟者が急速に減少することが予想される。そのため、中間層、若年層への技能継承により、捕獲効率の維持及び

向上並びに事故等の防止を目指す。

対象は、初心者を中心に狩猟者の習熟度に合わせ、段階的に座学又は実技並びに捕獲事業等への参加などの機会を設ける。また、射撃技能の向上にあたっては、長瀬射撃場との連携を図るものとする。

## 第8 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

### 1 鳥獣保護区の指定

#### (1)方針

##### ア 生物多様性の保護に向けた取組

鳥獣保護区は、狩猟を禁止し、鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的として指定するものであり、地区指定等を通じて地域における生物多様性の保全に資するものである。

生物多様性の保全及び自然資源の持続的な確保のため、地域の鳥獣の保護及び管理の取組に向けた鳥獣保護区等の運用は、次の具体的方針に基づいて進めるものとする。

##### イ 指定及び更新等に際しての考え方

本県の鳥獣保護区の存続期間は、原則10年とする。ただし、存続期間中に随時の見直しを行った場合の存続期間については、20年以内の適切な期間を定めることは差支えないものとする。

鳥獣保護区等の指定、区域の拡大又は廃止並びに区分の変更にあたっては、地元自治会等の住民組織、地元の猟友会等の関係者の合意形成及び手続への関与について十分に配慮する。更新にあたっては、これらの関係者の意向を確認するものとする。

指定等にあたっては、当該区域を管轄する市町村等の協力を得るものとする。

また、鳥獣保護区は、河川、山稜線、道路、鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努める。

指定及び更新に係る具体的な手続きについては、埼玉県における鳥獣保護区等の指定等

(1) (2) (付属資料参照) によるものとする。

鳥獣保護区は、(2)アの表「鳥獣保護区の区分等概要」の区分に従って指定する。

##### ウ 指定区分ごとの具体的方針

(ア) 計画期間内に存続期間が満了する鳥獣保護区は、原則として更新するものとする。

ただし、指定等の時点と異なる状況が判明する等、地域の自然的社会的状況に応じて必要と認められる場合には、随時、区分又は存続期間の見直しを行うものとする。

(イ) 鳥獣保護区の区域の指定及び見直しにあたっては、鳥獣の生息状況、生息環境等に関する科学的知見に基づき、鳥獣の重要な生息地の把握に努め、必要に応じて区域の拡大、統合及び解除を行うものとする。

また、指定する場合は、区域周辺の農林水産業被害等に対して有害鳥獣捕獲や個体数調整の実施により、関係者の理解を得られるよう対応するものとする。

(ウ) 自然公園法(昭和32年法律第161号)、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)等により保全されている地域で、鳥獣の保護上重要な地域については、森林鳥獣生息地、大規模生息地として鳥獣保護区の指定が行われるよう地元市町村及び利害関係者との調整を

進めるものとする。

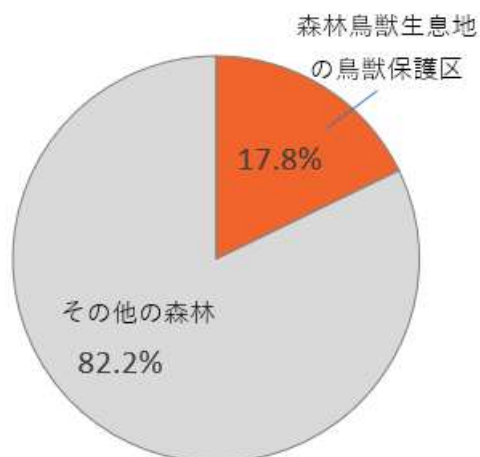
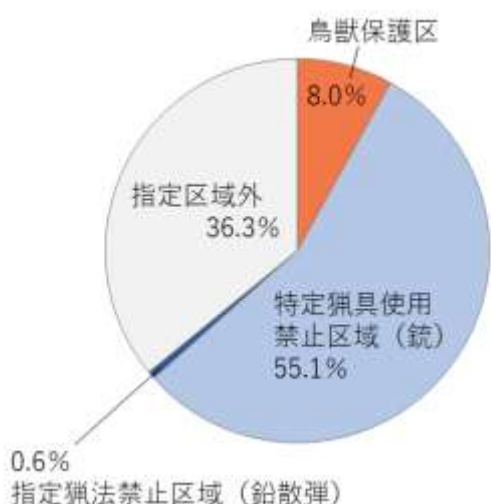
- (エ) 絶滅のおそれのある鳥獣又はこれに準ずる鳥獣の生息地であって、当該鳥獣の保護繁殖上必要な地域については、順次、希少鳥獣生息地の保護区として指定が行われるよう地元市町村及び利害関係者との調整を進めるものとする。
- (オ) 県土を貫流し、水循環や野生生物の移動経路として重要な役割を担う荒川及びその支流の河川並びに荒川低地については、地域生態系の保全及び鳥獣の保護繁殖上重要な地域であり、流域での鳥獣保護区の指定を**推進**するものとする。
- (カ) 自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察や保護活動等を通じた環境教育の場を確保するため、「野生の生きものとふれあう学校」を中心に、身近な鳥獣生息地として鳥獣保護区の指定を推進するものとする。
- (キ) 市街地の周辺において、都市における生活環境の改善等のため、鳥獣の誘致を図る必要がある場合は、既に鳥獣の生息に適している場所のみならず、今後、生息環境の整備等により鳥獣の生息状況の改善が見込まれる場所についても鳥獣保護区の指定に努めるものとする。
- (ク) 指定に当たっては、県民等からの要望に留意するものとする。

## (2) 本計画中の鳥獣保護区等の指定等の計画

### ア 本計画期間中の新たな指定、廃止及び拡大等

本県における鳥獣保護区の指定状況は、県土面積 379,775ヘクタールの8パーセントに当たる64か所、30,415.7ヘクタールを指定している。また、このうち森林鳥獣生息地の保護区は、県内の森林面積119,779ヘクタールの18パーセントに当たる20か所、21,334.6ヘクタールである（令和3年10月1日時点）。

（県土面積に占める狩猟制限区域の割合）（県内森林地域に占める森林鳥獣生息地の鳥獣保護区の割合）



本計画中の新たな指定等の予定はない。ただし、期間中に市町村等からの要望等を契機に県が必要であると認めた場合には、本計画中であっても、(1)イ、ウに従い、追加して見直し等を行うものとする。

(鳥獣保護区の区分等概要)

区 分	箇所数	面積(ha)
森林鳥獣生息地の保護区	20	21,334.60
大規模生息地の保護区		
集団渡来地の保護区	4	2,912.60
集団繁殖地の保護区		
希少鳥獣生息地の保護区	2	161.5
生息地回廊の保護区		
身近な鳥獣生息地の保護区	38	6,007.00
合 計	64	30,415.70

イ 本計画中の指定期間の更新計画

次表の37か所の鳥獣保護区を対象に順次更新の手続きを実施するものとする。なお、次表における指定期間は更新後の予定のものである。

(計画期間中の更新予定の鳥獣保護区一覧表)

年度	鳥獣保護区の分類	鳥獣保護区名	所在地	変更区分	指定面積(ha)	指定期間	備考
令和4年度	身近な鳥獣生息地	奥橋立	秩父市	期間更新	52.0	令和4.11.1～ 令和14.10.31	
	身近な鳥獣生息地	鷲宮神社	久喜市	期間更新	2.8		
	身近な鳥獣生息地	玉川村川の広場	ときがわ町	期間更新	77.3		
	身近な鳥獣生息地	横瀬	横瀬町	期間更新	66.0		
	身近な鳥獣生息地	仙元山公園	深谷市	期間更新	35.0		
計				5カ所	233.1		
令和5年度	森林鳥獣生息地	折原	寄居町、皆野町	期間更新	785.0	令和5.11.1～ 令和15.10.31	
	森林鳥獣生息地	名栗げんきプラザ	飯能市	期間更新	600.0		
	身近な鳥獣生息地	長瀬第二小学校	長瀬町	期間更新	5.5		
	身近な鳥獣生息地	荒川大麻生	熊谷市	期間更新	707.1		
計				4カ所	2,097.6		
令和6年度	身近な鳥獣生息地	新座	新座市	期間更新	530.0	令和6.11.1～ 令和16.10.31	
	身近な鳥獣生息地	喜多院	川越市	期間更新	7.0		
	森林鳥獣生息地	堂平山	ときがわ町、小川町、 東秩父村、秩父市	期間更新	755.0		
	森林鳥獣生息地	大血川奥	秩父市	期間更新	180.0		国有林含む

	森林鳥獣生息地	奥秩父	秩父市	期間更新	6,498.0		国有林含む
	森林鳥獣生息地	観音山	秩父市、小鹿野町	期間更新	1,181.3		
	身近な鳥獣生息地	越生中学校	越生町	期間更新	27.0		
	身近な鳥獣生息地	萩ヶ丘小学校	ときがわ町	期間更新	16.0		
	身近な鳥獣生息地	高篠中学校	秩父市	期間更新	7.0		
	身近な鳥獣生息地	遺跡の森総合公園	美里町	期間更新	15.0		
	身近な鳥獣生息地	智光山公園	狭山市	期間更新	54.0		
	身近な鳥獣生息地	笹井小学校	狭山市	期間更新	12.0		
	身近な鳥獣生息地	立正大学・文殊寺	熊谷市	期間更新	101.0		
	身近な鳥獣生息地	大吉	越谷市	期間更新	10.3		
計				14カ所	9,393.6		
令和7年度	身近な鳥獣生息地	羊山公園	秩父市、横瀬町	期間更新	103.0	令和7.11.1～ 令和17.10.31	
	森林鳥獣生息地	中津川	秩父市	期間更新	302.0		
	森林鳥獣生息地	西秩父	秩父市、小鹿野町	期間更新	575.0		
	身近な鳥獣生息地	名栗小学校	飯能市	期間更新	15.0		
	身近な鳥獣生息地	宮前小学校	滑川町	期間更新	35.0		
	身近な鳥獣生息地	若泉公園	本庄市	期間更新	8.0		
	身近な鳥獣生息地	岩槻公園	さいたま市	期間更新	18.0		
	身近な鳥獣生息地	神明神社	久喜市	期間更新	3.4		
				8カ所	1,059.4		
令和8年度	身近な鳥獣生息地	北本	北本市、川島町	期間更新	624.0	令和8.11.1～ 令和18.10.31	
	身近な鳥獣生息地	狭山湖	所沢市、入間市	期間更新	597.0		
	森林鳥獣生息地	両神	小鹿野町	期間更新	165.0		
	身近な鳥獣生息地	小川西中学校	小川町	期間更新	5.0		
	身近な鳥獣生息地	旧芝川	川口市	期間更新	21.0		
	身近な鳥獣生息地	みさと公園	三郷市	期間更新	16.9		
計				6カ所	1,428.9		

## 2 特別保護地区の指定及び本計画中の指定計画

### (1) 方針等

特別保護地区は、鳥獣の生息環境を確保し、同時に鳥獣以外の生物を含めた地域の生物多様性の維持回復や向上にも資するため、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を特に必要とする地域について指定するものである。

本計画においては、既指定の特別保護地区については、鳥獣の生息状況調査を行い、適切な管理を行うものとする。また、特に保護を必要とする鳥獣の生息地について利害関係者等の理解を得ながら、特別保護地区として指定できるよう努めるものとする。

本県の特別保護地区の存続期間は、鳥獣保護区と同様に原則10年とする。ただし、指定等の時点と異なる状況が判明した場合等に、随時の見直しを行った場合の存続期間については、20年以内の適切な期間を定めることは差支えないものとする。また、各特別保護地区を含む鳥獣保護地区の存続期間の終期と同時期とするものとする。

指定及び更新に係る具体的な手続きについては、埼玉県における鳥獣保護区等の指定等  
(1) (付属資料参照) によるものとする。

## (2) 本計画中の特別保護地区等の指定等の計画

### ア 本計画期間中の新たな指定、廃止及び拡大等

計画期間中に特別保護地区の新たな指定及び廃止等の予定はない。  
現在の鳥獣保護区特別保護地区は次表のとおり。

(現在の鳥獣保護区特別保護地区一覧表)

区 分	箇所数	面 積 (ha)
森林鳥獣生息地の保護区	1	1,943.7
大規模生息地の保護区		
集団渡来地の保護区		
集団繁殖地の保護区		
希少鳥獣生息地の保護区		
生息地回廊の保護区		
身近な鳥獣生息地の保護区	1	591.0
合 計	2	2,534.7

### イ 本計画中の指定期間の更新計画

次表の特別鳥獣保護区について順次更新を行う。

(更新予定の鳥獣保護区特別保護地区一覧表)

年 度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区			備 考
	分類	名称	面積 (ha)	指定期間	面積 (ha)	指定期間	生息状況調査	
6	森林鳥獣生息地	奥秩父	6,498.0	令和6.11.1～ 令和16.10.31	1,943.7	令和6.11.1～ 令和16.10.31	令和5年度 実施予定	
8	身近な鳥獣生息地	狭山湖	597.0	令和8.11.1～ 令和18.10.31	591.0	令和8.11.1～ 令和18.10.31	令和7年度 実施予定	
計			7,095.0		2,534.7			

## 3 休猟区の指定及び本計画中の指定計画

### (1) 方針

休猟区は、狩猟鳥獣の生息数が著しく減少している地域において、生息数の回復を図る必要があると認めるとき、3年以内の期間を定めて指定するものとする。

指定方針は次のとおりとする。

ア 狩猟鳥獣の減少の著しい地域については、適宜、休猟区を指定するものとする。

イ 指定に当たっては、地元市町村及び農林水産関係者、狩猟者団体等の理解が得られるよう留意するものとする。

ウ 休猟区は、原則として更新しないものとする。

## (2)本計画中の休猟区の指定等の計画

狩猟鳥獣が著しく減少したと認められる地域がないことから、本計画期間中における休猟区の指定を予定しない。

## 4 鳥獣保護区の整備等

### (1)方針

鳥獣保護区には、それぞれの保護区の指定目的を達成するため、自然条件を勘案して、必要な保護管理施設を設置するものとする。

なお、保護管理施設については、適切な維持・管理に努めるとともに、既指定の鳥獣保護区も指定時期等を勘案し、適宜見直し等を行うものとする。

### (2)整備計画

#### ア 管理施設の設置

区 分	令和 4 年度～令和 8 年度
標識類の整備	保護区の境界に、区域を明示する標識や注意を促す看板等を設置する。

#### イ 利用施設の整備

区 分	令和 4 年度～令和 8 年度
給餌・給水施設の整備等	各鳥獣保護区の状況に応じ、給餌施設及び給水施設、巣箱等の営巣施設を設置、改善を図るものとする。また、埼玉県自然学習センター・北本自然観察公園、埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里、さいたま緑の森博物館など鳥獣の観察に適した場所にあつては、鳥獣の観察舎、観察路等の利用施設の一層の整備に努めるものとする。
営巣施設の整備等	
観察舎、観察路等の整備	

#### ウ 調査、巡視等の計画

区 分	令和 4 年度～令和 8 年度
管理のための調査等の実施	鳥獣保護管理員等により鳥獣保護区の巡視及び鳥獣の生息状況確認を行う。

## 第9 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

### 1 鳥獣の人工増殖

#### (1)狩猟鳥獣の人工増殖

狩猟鳥獣のうち放鳥の対象を留鳥（一年中同じ地域に生息する鳥）であるキジとし、人工増殖を行う一般社団法人埼玉県猟友会に対し、次の事項について指導・支援を実施していくものとする。

ア 計画的な放鳥に対応する羽数が確保できる生産体制の整備及び人工増殖技術の向上

イ 優良種の増殖を図るための優良な形質をもった親鳥の導入

ウ 亜種間の交雑を防止するための本県に生息するキジのみの増殖



獣類については、生態系への影響を勘案し、人工増殖を行わないものとする。

## (2) 県鳥の人工増殖

国の天然記念物であり、県鳥であるシラコバトの安定的な保全を目的とし、埼玉県シラコバト保護計画に基づき県内飼育施設（動物園等）における人工増殖を行う。

対象施設	保護施設整備年度	施設規模
埼玉県こども動物自然公園	平成 26 年度	19.44 m <sup>2</sup>
キャンベルタウン野鳥の森	平成 27 年度	26.4 m <sup>2</sup>

なお、このほか県内 3 施設でシラコバトの飼育展示を行っている。

## 2 放鳥獣

### (1) 方針

放鳥は、狩猟資源を確保するため、狩猟鳥であるキジの保護繁殖を目的に実施する。

次の事項に留意し、キジの放鳥を実施するものとする。

- ア 放鳥場所は、キジの生息環境を勘案しつつ、鳥獣保護区等狩猟制限区域で、自然環境がキジの繁殖に適し、かつ、農作物等に被害が生じないと予想される場所を選定するものとする。
- イ 放鳥後の定着率を考慮し、幼鳥（孵化後 120 日以下）の放鳥は避け、成鳥（孵化後 180 日以上）を放鳥するものとする。
- ウ 必要に応じて、生息状況や放鳥場所の環境等の事前調査を実施するものとする。
- エ 放鳥する場合は、亜種間の交雑を防止するため、放鳥する地域に生息する亜種と同一の亜種を放鳥するものとする。

なお、狩猟鳥獣である哺乳類、外来鳥獣及び生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、原則として、放鳥獣を行わないものとする。

### (2) 放鳥計画

放鳥用のキジは購入し、次表の数の範囲内で放鳥する。

なお、放鳥箇所及び羽数は、地域の実情等を考慮し決定するものとする。

(放鳥計画)

放鳥地域	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	合 計
鳥獣保護区 及び特定猟 具使用禁止 区域（銃）	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所	50 か所
	200 羽	200 羽	200 羽	200 羽	200 羽	1,000 羽

### (3) 放鳥効果測定調査

放鳥した地域での定着状況を必要に応じて調査するものとする。調査に当たっては、放鳥するキジについて標識（金属製の足環で、都道府県名及び番号を記したもの）を装着し、標識を回収することにより行うものとする。

## 第10 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

### 1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可（以下「許可」という。）の考え方は、次のとおり。

#### (1) 許可しない場合の考え方

以下のいずれかに該当する場合にあっては、許可しないものとする。

ア 愛玩のための飼養を目的とする場合

イ 捕獲等又は採取等の後の処置の計画等に照らして明らかにその目的が異なると判断される場合。

ウ 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は絶滅のおそれを著しく増加させるなど鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。

ただし、外来鳥獣により生態系に係る被害が生じている地域、又は今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合はこの限りでなく、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

エ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させるなど、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合

オ 捕獲等又は採取等によって第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合

カ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内又は墓地における静穏の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合

キ 特定猟具使用禁止区域（銃）内で、銃器の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる、若しくは銃器を使用すると同区域内における危険の予防に著しい支障が生じる場合

ク 法第36条に規定する危険猟法により捕獲等を行おうとする場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものを除く。

ケ 法第38条第2項に規定する住居集合地域等において銃器により捕獲等を行おうとする場合。ただし、法第38条の2の規定による知事の許可を受けたものを除く。

#### (2) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法等について付すものとする。

特に、住民と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から、適切な条件を付すものとする。

#### (3) わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用した許可申請においては、以下の基準を満たすものとする。ただし、ア（ア）のくくりわなの直径については、捕獲場所、捕獲時期、ツキノワグマ又はカモシカ等の生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、以下の基準によらないことができるものとする。

ア ツキノワグマ以外の獣類の捕獲を目的とする場合

(ア) くくりわなは、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。

輪の直径の計測方法は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の細部解釈及び運用方法について」（環境省自然環境局野生生物課長通知）によるものとする。ただし、輪の形状については、ツキノワグマの錯誤捕獲防止という直径制限の趣旨を逸脱することがないように捕獲場所等を考慮の上、許可するものとする。

また、イノシシ又はニホンジカの捕獲を目的とする場合は、これに加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。

(イ) とらばさみは、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートル以内であり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。ただし、安全の確保や鳥獣の保護の観点から他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限定する。

イ ツキノワグマの捕獲を目的とする場合

はこわなに限る。

#### (4) 捕獲等又は採取等の実施に当たっての留意事項

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせるものとする。

ア わなの使用に当たっての留意事項

(ア) 法施行規則（以下「規則」という）第7条第18項に規定された標識（金属製又はプラスチック製の標識に、一字の大きさが縦1.0センチメートル以上、横1.0センチメートル以上の文字で記載）に、法第9条第12項及び規則第7条第17項の規定で定められた事項（住所及び氏名又は名称並びに知事名、許可の有効期間、許可証の番号及び捕獲しようとする鳥獣又は鳥類の卵の種類）並びに電話番号、許可年月日及び捕獲目的を記載し当該標識をその使用する猟具ごとに見やすい場所に装着等を行うものとする。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で猟具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする。

(イ) ツキノワグマ及びカモシカ等の生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマ及びカモシカ等の出没状況を確認しながら、わなの形状や餌による誘引方法等を工夫して錯誤捕獲を防止するよう指導するものとする。また、錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、放獣体制等の整備に努めるものとする。

イ 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域での留意事項

捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲に当たっては、鉛製銃弾の使用禁止、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。

#### (5) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ること

とする。ただし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導するものとする（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除く。）。豚熱（CSF）等、野生鳥獣に関する感染症の拡大が懸念される場合は、捕獲作業を実施する際に十分な防疫措置をとって捕獲及び捕獲物等の処理を行うよう指導を徹底するものとする。被害防止目的で捕獲された外来鳥獣については、その捕獲目的と生態系への影響に鑑み、捕獲後に放鳥獣しないよう指導するものとする。

なお、捕獲物等が学術研究、環境教育等に利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導するものとする。

捕獲物等は、違法なものと誤認されないように取り扱わなければならないものとする。特に、ツキノワグマ及びニホンカモシカについては、国内で密猟されたり違法に捕獲されたりした個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせるものとする。

捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする。

錯誤捕獲した個体については、原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣の検討を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、許可申請に記載された捕獲個体の処理方法が実際と異なる場合は法違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。

ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣の放鳥獣は適切ではないことから、生態系等に被害を及ぼしている外来鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応するよう努めることとする。

## (6) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護及び管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため必要と認める場合は、捕獲等又は採取等の実施者に対し、捕獲等又は採取等をした地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等して求めるものとする。

特に傷病鳥獣の保護捕獲においては、上記のような捕獲のデータの収集等を進め、保護及び管理のための基礎資料としての活用を図るものとする。

また、必要に応じて、捕獲等又は採取等の実施への立会い等により、それらが適正に実施されるよう対処するものとする。

## (7) 許可権限の市町村への移譲

ア 有害鳥獣捕獲の許可の場合

有害鳥獣捕獲の許可のうち次に掲げる権限については、平成20年4月をもって県内全市町村へ移譲している。

県は、市町村と連携し、許可事務の執行状況の把握等に努めるとともに、必要に応じて助言等を行うものとする。

(ア) 狩猟鳥獣、カワラバト（ドバト）又はニホンザルの捕獲等をしようとする場合

(イ) 飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣の捕獲等をしようとする場合

(ウ) カルガモ、キジバト、カワラバト（ドバト）、スズメ、ハシボソガラス又はハシブトガラスの卵の採取等をしようとする場合

※（ア）に掲げる鳥獣以外の捕獲等及び（ウ）に掲げる以外の卵の採取等の許可権者は知事。

イ 有害鳥獣捕獲以外の許可の場合

有害鳥獣捕獲以外を目的とする許可権限の市町村への移譲は、市町村の意向を確認しつつ行うものとする。

## 2 学術研究を目的とする場合

### (1)方針

学術研究（環境省足環を用いる標識調査を含む。）を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠であって、適正な全体計画の下でのみ行われるものとする。

### (2)学術研究

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

ア 目的及び内容

次の各号のいずれにも該当するものであること。

(ア) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。

ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

(イ) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を行う以外の方法では、その目的を達成できないと認められること。

(ウ) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。

また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。

(エ) 研究により得られた成果が、学会、学術誌等により、原則として一般に公表されるものであること。

イ 許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者

ウ 鳥獣の種類・数

必要最小限とする。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数（羽、頭、個）とする。

エ 期間

1年以内。

オ 区域

必要最小限の区域とし、原則として、以下の区域以外の区域とする。ただし、特に必要と認められる場合はこの限りではない。

(ア) 規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域

(イ) 特定猟具使用禁止区域（銃）（銃器を使用する場合に限る。）

カ 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

(ア) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法ではないこと。

(イ) 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であって、捕獲した個体を放鳥獣すべきではないと認められる場合は、この限りではない。

キ 捕獲等又は採取等後の措置

原則として、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

(ア) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

(イ) 個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

(ウ) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が必要最小限であると認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後、短期間のうちに脱落するものであること。

また、装着する標識が観察情報の収集に広く活用できる場合には、標識の情報の公開を申請者に求めるよう努めること。

### (3) 標識調査を目的とする場合

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

ア 許可対象者

国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）。

イ 鳥獣の種類・数

原則として、標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、その他の者においては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

ウ 期間

1年以内。

エ 区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。

オ 方法

原則として、わな、網又は手捕りとする。ただし、特別の事由により鳥類を安全に捕獲できる場合はこの限りでない。

#### カ 捕獲等又は採取等後の措置

足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を講じることができる。

### 3 鳥獣の保護を目的とする場合

#### (1)方針

鳥獣の保護を目的とした捕獲等又は採取等は、原則として次の事由に該当するものを対象とする。

##### ア 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的

第一種特定鳥獣保護計画に基づく第一種特定鳥獣の保護を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的・計画的な保護の一環として、生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展の均衡を図る観点から、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図りつつ、その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持するために必要な範囲内で行われるものとする。

##### イ 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取するもの。

##### ウ 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護管理員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲するもの。

#### (2)第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的

##### ア 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員、第一種特定鳥獣保護計画に基づく事業の受託者その他特に必要と認められる者。

##### イ 鳥獣の種類・数

第一種特定鳥獣保護計画の目標達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）とする。

第一種特定鳥獣保護計画の区域内において、当該特定鳥獣による被害等を防止する場合等について、目標との整合に配慮する。

##### ウ 期間

第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とする。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第一種特定鳥獣保護計画の内容を踏まえ適切に対応するものとする。

##### エ 区域

第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とする。

##### オ 方法

可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法を採用することとする。

#### (3)鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

ア 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者その他特に必要と認められる者。

イ 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）とする。

ウ 期間

1年以内。

エ 区域

申請者の職務上必要な区域とする。

オ 方法

禁止猟法は認めない。

#### (4) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

ア 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者その他特に必要と認められる者とする。

イ 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）とする。

ウ 期間

1年以内。

エ 区域

必要と認められる区域とする。

オ 方法

禁止猟法は認めない。

## 4 鳥獣の管理を目的とする場合

### (1) 方針

原則として次の事由に該当するものを対象とする。

ア 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的

人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的・計画的な管理の一環として、生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展を図る観点から、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図りつつ、その生息数を適正な範囲に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させるために必要な範囲内で行うもの。

本県の定める第二種特定鳥獣は、ニホンジカ及びイノシシとする。

イ 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下「被害」という。）が現に生じている場合及び被害のおそれがある場合（以下「予察」という。）に被害を防止する目的で捕獲（以下「有害鳥獣捕獲」という。）するもの。

有害鳥獣捕獲は、原則として被害防除対策によって被害等が防止できないと認められる場



合に行う。埼玉県レッドデータブック動物編掲載種の許可は、特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲等が必要となる場合は、生息数等の推定に基づき、捕獲数を調整するなど適正な捕獲を計画的に行うよう指導するものとする。このような種については、特に、有害鳥獣捕獲の形態を装った不必要な捕獲の生じることのないように各方面を指導するとともに、地域の関係者の理解の下に、捕獲等した個体を、被害等が及ぶおそれの少ない地域へ放獣させるなど、生息数の確保に努めることも検討するものとする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣については、当該鳥獣を抑制又は根絶するため積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。なお、実施に当たっては、関係部局等との連携の下、被害防除施設の整備や未収穫物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努めるものとする。本県においては、有害鳥獣捕獲は、市町村の権限において地域の実情にあわせて行うものとする。

また、農林水産業の健全な発展等と鳥獣の保護及び管理との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体群管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討するものとする。

市町村や関係機関等との連携を図りながらより効果的な捕獲方法、防除方法の確立に努めるものとする。

## (2) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的

### ア 許可対象者

原則として、銃器を使用する場合は、第一種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合においては第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者）、又は銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許若しくはわな猟免許を所持する者とする。

また、捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から、それらの実施者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握しているものが含まれるよう指導するものとする。

さらに、被害等の発生状況に応じて、共同又は単独による捕獲等又は採取等の方法が適切に選択され、それに必要な人数となるよう指導するものとする。

### イ 鳥獣の種類・数

捕獲等又は採取等の数は、第二種特定鳥獣管理計画の目標達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）とする。

### ウ 期間

(ア) 第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とする。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第二種特定鳥獣管理計画の内容を踏まえ適切に対応するものとする。

(イ) 捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮するものとする。

(ウ) 狩猟期間中及びその前後における許可については、登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては、捕獲区域の周辺住民等の関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応するものとする。

### エ 区域

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とする。

### オ 方法

有害鳥獣捕獲に係る方法に準ずるものとする。

### (3) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的

#### ア 許可対象者

許可対象者は、原則として被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼を受けた者（市町村が定める被害防止計画に基づき捕獲等を行う者を含む。）であって、捕獲しようとする方法に応じた狩猟免許を有している者とする。ただし、次の（ア）から（オ）いずれかの要件を満たしている場合、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができる。

#### （ア）鳥類の捕獲箱による捕獲の場合

#### （イ）小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン等の小型の獣類を捕獲する場合で、次に掲げるいずれかの場合

- ① 住宅等の建物（塀や垣に囲われ不特定の人物が立ち入るおそれの少ない住宅等の敷地を含む。）内における被害を防止する目的で当該建物敷地内において捕獲する場合
- ② 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施する等、錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合

#### （ウ）被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス、カワラバト（ドバト）等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合

#### （エ）農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカ、その他の鳥獣を捕獲する場合

#### （オ）林野庁長官通達（昭和38年12月4日付け38林野造第2047号）に基づく研修を受けた国有林野関係職員が、国有林野内において、農林水産業や生態系への被害の防止の目的で、わなによりニホンジカ及びイノシシの捕獲を行う場合

#### （カ）法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人（以下「法人」という。）」に対する許可であって、以下の①から④の条件をすべて満たす場合。

- ① 従事者の中に猟法に応じた狩猟免許所持者が含まれること
- ② 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること
- ③ 当該免許を受けていない従事者が、当該免許を受けている従事者の監督下で捕獲等を行うこと
- ④ 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること

#### イ 鳥獣の種類・数

現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。鳥類の卵の採取等の許可は、原則として、現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難又は卵のある巣を除去する必要がある等、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合に限る。

捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数（羽、頭、個）であること。

## ウ 期間

(ア) 捕獲実施期間は、原則として被害等が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる期間とする。

ただし、人身への直接的な被害が生じた若しくはそのおそれが高い場合、捕獲等の対象が指定管理鳥獣又は外来鳥獣である場合又は飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣を捕獲する場合等、特別な事由が認められる場合はこの限りではない。

(イ) 捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮する。

(ウ) 狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲の許可については、狩猟期間中は一般の狩猟と、狩猟期間前後の場合は狩猟期間の延長と誤解されるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては、捕獲区域の周辺住民等関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応するものとする。

## エ 区域

(ア) 捕獲実施区域は、被害等の発生状況に応じ、捕獲対象鳥獣の行動圏域を踏まえて被害等の発生地域及び隣接地等を対象とするものとし、その範囲は必要かつ適切な区域とする。

(イ) 被害等が複数の市町村にまたがって発生する場合は、適切かつ効果的な捕獲及び防除体制となるよう、共同して広域的に関係機関との連携に努めるものとする。

また、被害等が周辺の都道府県にまたがって発生する場合は、都道府県間の連携を図るものとする。

(ウ) 鳥獣保護区又は休猟区における有害鳥獣捕獲を目的とした許可は、鳥獣の管理の適正な実施に向けて、捕獲効率の向上が見込まれる手法等により実施するよう努めるものとする。この場合、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないように配慮するものとする。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、許可について慎重な取扱いをする。

## オ 方法

捕獲方法は従来の実績を考慮した最も効果のある方法とし、原則として禁止猟法は認めない。ただし、鳥類の捕獲箱による捕獲の場合を除く。

また、空気銃を使用した鳥獣の捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合（止めさし）はこの限りではない。

なお、法第15条で規定する指定猟法禁止区域（鉛散弾）においては、鉛散弾を用いないものとする。

さらに、捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を探り、結果として被害等の発生の遠因を生じさせることのないよう指導する。

## カ その他許可にあたって考慮すること

有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、関係市町村及び農林水産業者等の関係者に対する有害鳥獣捕獲制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて次に掲げる措置を実施するものとする。特に、関係市町村に対しては、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村の鳥獣被害防止計画と連携を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制を整備するよう指導するものとする。

(ア) 捕獲隊の編成

イノシシ、ニホンジカその他の鳥獣による農林水産業被害等が激甚な地域については、その地域ごとに、あらかじめ捕獲隊を編成するよう指導するものとする。捕獲隊の編成の指導に当たっては、捕獲技術の優れた者、捕獲のための出動の可能な者等を隊員として編成するものとする。また、鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊と連携を図るよう指導するものとする。

なお、当該市町村内では捕獲隊の編成が困難な場合等においては、市町村の境界を越えた広域捕獲隊を編成し、その実施者の養成・確保に努めるよう関係市町村に助言するものとする。

(イ) 関係者間の連携強化

被害等の防除対策に関する関係者が連携して適正かつ効果的に捕獲を実施するため、国関係機関及び県関係部局との間の連携の強化に努めるとともに、関係地域において市町村、森林管理事務所、農林水産業団体、地域住民等の関係者による連絡協議会等を設置するよう関係市町村に助言するものとする。

(ウ) 被害防止体制の充実

被害等が慢性的に発生している地域においては、必要に応じて、鳥獣の出現状況の把握・連絡、防護柵等の防除技術の普及、追い払い等の被害対策を行う体制の整備、被害実態等の市民への情報普及によりの確な情報伝達及び効果的な被害防止が図られるよう関係市町村に助言するものとする。

(エ) 適正な保護管理の実施

鳥獣の保護管理の適正な推進を図るため、必要に応じて、捕獲対象となる鳥獣の個体数動態を把握可能な関係機関との協議・連携が図られるよう助言するものとする。

キ 予察捕獲

予察捕獲は、常時捕獲を行い、生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可するものとする。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。

予察捕獲の実施に当たっては、鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成するものとし、毎年、必要に応じて見直し適切に運用するものとする。

予察表の作成例は次表のとおり。

(予察表例)

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期 (月)												被害発生地域	備 考			
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		予察捕獲 許可対象種	その他		
カラス	水稲、大豆等の豆類、 ブロッコリー・キャベツ等の野菜類、ブルーベリー・梨等の果樹類	←=====→												県内全域	○	繁殖期の攻撃行動、ゴミの散らかし、電力被害など		
スズメ	水稲、ブロッコリー・キャベツ等の野菜類	←=====→												県内全域	○			
キジバト カワラバト (ドバト)	水稲、麦類、大豆等の豆類、ブロッコリー・スイートコーン等の野菜類	←=====→												県内全域	○	フン害など		
ムクドリ	果樹類				←=====→											県内全域	○	大群による騒音、フン害など
ヒヨドリ	ブロッコリー、キャベツ等の野菜類、果樹類				←=====→											県内全域		
カモ類	水稲、麦類	←=====→												北部地域				
サギ類	放流魚、養殖魚	←=====→												県内全域		フン害による樹木の枯死、悪臭など		
カワウ	放流魚、養殖魚	←=====→												県内全域		フン害による樹木の枯死、水質汚濁など		
イノシシ	水稲、じゃがいも・さつまいも等のいも類、大豆等の豆類、スイートコーン・カボチャ等の野菜類、栗・ブドウ等の果樹類、たけのこ、スギ、ヒノキ	←=====→												秩父地域 西部地域 川越比企地域 北部地域	○			
ノウサギ	スギ、ヒノキ、ブルーベリー等の果樹類	←=====→												秩父地域 西部地域 川越比企地域 北部地域				
タヌキ	さつまいも、スイートコーン、大根等の野菜類、モモ等の果樹類	←=====→												県内全域				
ツキノワグマ	栗・柿等の果樹類、スギ、ヒノキ				←=====→											秩父地域 西部地域		
ニホンザル	大豆・小豆等の豆類、じゃがいも等のいも類、カボチャ・キュウリ等の野菜類、柿・ブドウ等の果樹類、そば、しいたけ	←=====→												秩父地域 西部地域 川越比企地域		フン尿害、家屋侵入など		
ニホンジカ	水稲、麦類、豆類、そば、木の芽類、スギ・ヒノキ(樹皮)果樹類の葉	←=====→												秩父地域 西部地域	○			
カモシカ	スギ、ヒノキ	←=====→												秩父地域		特別天然記念物		

※二重線は被害が特に激しい時期を示す。

## 5 その他特別な事由を目的とする場合

### (1)方針

上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等は原則として次の事由を対象とする。

- ア 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的  
博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取するもの。
- イ 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的  
鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取するもの。
- ウ 前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的  
環境教育への利用、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業のための個体の追跡、電力の安定供給又は鉄道の安定運行等の目的で捕獲又は採取する場合等

それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として以下の基準による。  
ただし、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

### (2)博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

- ア 許可対象者  
博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者とする。
- イ 鳥獣の種類・数  
必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）。
- ウ 期間  
6か月以内。
- エ 区域  
規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。
- オ 方法  
禁止猟法は認めない。

### (3)養殖している鳥類の過度の近親交配を防止する目的

- ア 許可対象者  
鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者とする。
- イ 鳥獣の種類・数  
人工養殖が可能と認められる種類で必要最小限の数（羽、個）とし、放鳥を目的とする場合は対象放鳥地の個体とする。
- ウ 期間  
6か月以内。
- エ 区域  
原則として規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要と認められる場合は、この限りでない。
- オ 方法  
網、わな又は手捕り。

#### (4)前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的

目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。なお、環境教育の目的、環境影響評価調査の目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とする捕獲等については、学術研究に準じて取り扱うものとする。

### 6 鳥類の飼養の適正化

#### (1)方針

野生鳥獣は、本来、愛玩の対象として個人が飼養するものではなく、野外で観察すべきものである。よって、愛玩飼養のための許可については、これを行わないものとし、県民に理解及び協力を求めるものとする。

#### (2)飼養適正化のための指導内容

本県においては、飼養登録票の発行権限が市町村長に移譲されている。県は、飼養鳥獣の個体管理のための足環の装着等が適正に行われるよう、市町村長に対して以下の事項について周知徹底を依頼するものとする。

- ア 飼養登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行うものとする。
- イ 長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性に関する高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うものとする。
- ウ 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行うものとする。
- エ 他都道府県において愛玩飼養を目的とした許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認ができたものに限り飼養登録票を発行するものとする。また、複数の個体について届出がなされた場合は、一の個体を除き飼養登録票を発行しないものとする。

### 7 販売禁止鳥獣等

#### (1)許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下のア及びイのいずれにも該当する場合に許可するものとする。

- ア 販売の目的が法第24条第1項又は規則第23条に規定する目的に適合すること。
- イ 捕獲した個体若しくはその加工品又は採取した卵が販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

#### (2)許可の条件

ヤマドリの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。

オオタカの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足環を装着させること等とする。

## 第11 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

### 1 特定猟具使用禁止区域の指定

#### (1)方針

特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具使用禁止区域の指定又は変更等を次の指定方針に基づいて行うものとする。

なお、区域の統合を図るなど適宜、規制区域の整理を行うものとする。

ア 市街化区域及びその周辺については、危険予防のため、特定猟具使用禁止区域を指定するものとする。

イ 学校、運動場等多数の利用者がある施設及びその周辺並びに自転車道、遊歩道等のレクリエーション施設及びその周辺については、危険予防のため、特定猟具使用禁止区域を指定するものとする。

ウ 社寺及び墓地は、静穏を保持するため、特に必要な場合に指定するものとする。

エ 計画期間内に存続期間が満了する特定猟具使用禁止区域は、原則として更新するものとする。

オ 期間の指定に当たっては、長期の指定を図るものとして無期限とし、現在、存続期間を有期限に定めるものは、更新時に無期限とするものとする。

カ 指定等に当たっては、県民等からの要望に配慮するものとする。

キ 指定等の手続きは、埼玉県における鳥獣保護区等の指定等（2）（3）（付属資料）によるものとする。

#### (2)特定猟具使用禁止区域指定計画

##### ア 本計画期間中に係る市町村の要望

本県では、市街化の進展に伴い、特定猟具使用禁止区域を拡大しており、令和3年11月1日時点では、県土面積の約55パーセントに当たる126か所、209,117.4ヘクタールを特定猟具使用禁止区域に指定している。

本計画期間中の新規の指定の要望は次表のとおりである。

##### (特定猟具使用禁止区域指定の要望一覧表)

指定年度	種別	指定/更新	特定猟具使用禁止区域所在地	特定猟具使用禁止区域名称	指定面積 (ha)	指定期間	指定理由
R4以降	銃禁止	指定	滑川町	滑川町福田 (仮称)	2.1	無期限	小学校区域のため

指定に当たっては、地元市町村及び警察等と連携し、地元合意等の状況等を踏まえた上で指定等を行う。

また、本計画策定後、指定等の必要性が新たに生じた場合、特定猟具使用禁止区域の性格から、地元市町村、警察等と連携を図りながら適時対応する。

##### イ 特定猟具使用禁止区域

指定期間の更新計画

次表のとおり64か所、151,405.8ヘクタールについて、期間の更新を行う。



(特定猟具使用禁止区域の更新予定一覧表)

年度	指定所在地	名称	指定面積 (ha)	指定期間	備考
令和4年度	所沢市、狭山市、入間市、川越市、富士見市、坂戸市、ふじみ野市、三芳町	入間東部特定猟具使用禁止区域 (銃)	29,625.1	令和4.11.1 ～無期限	期間更新
	坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町	入間北部特定猟具使用禁止区域 (銃)	9,387.1		
	深谷市	深谷特定猟具使用禁止区域 (銃)	1,667.4		
	深谷市	岡部特定猟具使用禁止区域 (銃)	227.0		
	深谷市、寄居町	櫛挽特定猟具使用禁止区域 (銃)	919.0		
	三郷市、八潮市、吉川市	埼玉葛特定猟具使用禁止区域 (銃)	7,969.1		
	美里町	美里南部特定猟具使用禁止区域 (銃)	101.7		
	東松山市、吉見町	市野川特定猟具使用禁止区域 (銃)	133.2		
	加須市	加須特定猟具使用禁止区域 (銃)	1,960.8		
	ときがわ町	玉川東部特定猟具使用禁止区域 (銃)	175.0		
	秩父市	秩父北特定猟具使用禁止区域 (銃)	1,106.0		
	深谷市	豊里運動公園特定猟具使用禁止区域 (銃)	35.7		
	加須市	北川辺特定猟具使用禁止区域 (銃)	537.0		
	熊谷市	熊谷相上・玉作特定猟具使用禁止区域 (銃)	20.5		
計		14か所	53,844.1		
令和5年度	さいたま市、川口市、鴻巣市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、伊奈町、川島町	北足立特定猟具使用禁止区域 (銃)	47,437.3	令和5.11.1 ～無期限	期間更新
	羽生市	羽生特定猟具使用禁止区域 (銃)	1,567.4		
	皆野町、東秩父村	秩父高原牧場特定猟具使用禁止区域 (銃)	423.0		
	寄居町	三ヶ山特定猟具使用禁止区域 (銃)	132.0		
	川越市、坂戸市、川島町	川島特定猟具使用禁止区域 (銃)	1,303.0		
	加須市、羽生市	志多見特定猟具使用禁止区域 (銃)	231.0		
	久喜市、幸手市、宮代町、杉戸町	久喜・幸手特定猟具使用禁止区域 (銃)	4,424.9		
	神川町	神流川特定猟具使用禁止区域 (銃)	110.0		
	長瀨町	長瀨北特定猟具使用禁止区域 (銃)	124.0		
	加須市	利根川特定猟具使用禁止区域 (銃)	76.0		
白岡市	白岡特定猟具使用禁止区域 (銃)	424.9			
上里町	上里特定猟具使用禁止区域 (銃)	1,232.8			
計		12か所	57,486.3		
令和6年度	ときがわ町、鳩山町、越生町	越生ゴルフ場特定猟具使用禁止区域 (銃)	77.0	令和6.11.1 ～無期限	期間更新
	熊谷市、東松山市、嵐山町、滑川町、吉見町	比企北部特定猟具使用禁止区域 (銃)	10,753.4		
	行田市	行田特定猟具使用禁止区域 (銃)	2,994.8		
	行田市	南河原特定猟具使用禁止区域 (銃)	75.0		
	杉戸町、宮代町	杉戸・宮代特定猟具使用禁止区域 (銃)	2,158.8		
	美里町	美里・甘粕特定猟具使用禁止区域 (銃)	12.0		
	幸手市、杉戸町	大島新田特定猟具使用禁止区域 (銃)	324.0		
	幸手市、久喜市	中川特定猟具使用禁止区域 (銃)	85.8		
久喜市	小林特定猟具使用禁止区域 (銃)	760.2			
計		10か所	17,241.0		
	寄居町、小川町	男衾特定猟具使用禁止区域 (銃)	1,065.0	令和7.11.1	期間更新

令和7年度	嵐山町	嵐山郷特定猟具使用禁止区域（銃）	31.0	～無期限	
	秩父市、横瀬町	青少年野外活動センター特定猟具使用禁止区域（銃）	233.0		
	深谷市、美里町	北武蔵特定猟具使用禁止区域（銃）	605.0		
	鴻巣市	鴻巣カントリークラブ特定猟具使用禁止区域（銃）	136.3		
	本庄市	本庄特定猟具使用禁止区域（銃）	2,458.0		
	久喜市	昭和特定猟具使用禁止区域（銃）	169.5		
	久喜市	菖蒲特定猟具使用禁止区域（銃）	686.2		
	久喜市	鷲宮特定猟具使用禁止区域（銃）	1,387.2		
	小川町	青山特定猟具使用禁止区域（銃）	124.0		
	ときがわ町	玉川特定猟具使用禁止区域（銃）	357.1		
	松伏町	松伏特定猟具使用禁止区域（銃）	1,501.1		
	白岡市	白岡第二特定猟具使用禁止区域（銃）	696.5		
	川島町	川島平成の森特定猟具使用禁止区域（銃）	47.5		
	久喜市	下栢間・柴山枝郷特定猟具使用禁止区域（銃）	279.6		
久喜市	河原井特定猟具使用禁止区域（銃）	19.7			
計		17か所	9,796.7		
令和8年度	飯能市、日高市	奥武蔵特定猟具使用禁止区域（銃）	5,312.3	令和8.11.1 ～無期限	期間更新
	滑川町	高根ゴルフ場特定猟具使用禁止区域（銃）	233.0		
	ときがわ町	川越市山の家特定猟具使用禁止区域（銃）	5.0		
	小鹿野町	国民宿舎両神荘特定猟具使用禁止区域（銃）	45.0		
	深谷市	川本特定猟具使用禁止区域（銃）	1,883.5		
	春日部市	庄和特定猟具使用禁止区域（銃）	2,186.0		
	川越市、川島町	鹿飼特定猟具使用禁止区域（銃）	147.0		
	熊谷市	妻沼特定猟具使用禁止区域（銃）	327.0		
	加須市	大利根特定猟具使用禁止区域（銃）	466.3		
	加須市、久喜市	栗橋特定猟具使用禁止区域（銃）	1,578.0		
	加須市	騎西特定猟具使用禁止区域（銃）	325.6		
秩父市	大滝げんきプラザ特定猟具使用禁止区域（銃）	79.0			
杉戸町	泉地区特定猟具使用禁止区域（銃）	450.0			
計		13か所	13,037.7		

## 2 特定猟具使用制限区域の指定

### (1)方針

特定猟具の使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必要な区域について指定することとする。

狩猟者が集中して入猟することが予想される場合には、必要に応じ特定猟具使用制限区域を指定し、当該猟具を使用する入猟者数を制限するものとする。

### (2)指定計画

本計画期間中の指定の予定はない。また、計画策定時点において、特定猟具使用制限区域は設定していない。

## 3 猟区設定のための指導

### (1)方針

猟区は、狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図るため、一定の区域内で入猟

者数、入猟日、捕獲対象鳥獣及び捕獲数の制限等を行う区域の設定について、当該区域の管理をしようとする者に対して認可できることとする。

秩序ある管理された狩猟を実現する観点から、猟区の設定認可に当たっては、次の事項を考慮の上、行うものとする。

ア 狩猟免許を受けている者又は狩猟者団体からの協力を得ているなど、管理経営に必要な技術と能力を有する場合に設定を認めるものとする。

イ 会員制等特定の者のみが利用するような形態をとらず、本県の狩猟者登録を受けた多数の狩猟者が公平かつ平等に利用できるよう担保されるものであること。

ウ 隣接地で保護され繁殖している鳥獣資源に過度に依存することを予定とした地域設定は行わず、猟区内での鳥獣の保護繁殖が適正に図られていること。

## (2)計画

本計画期間中の設定の予定はない。また、計画策定時点において猟区の設定はない。

## 4 指定猟法禁止区域

### (1)方針

指定猟法禁止区域は、地域の鳥獣の保護のために必要な区域であって、環境大臣の指定する区域以外について指定する。

鉛製散銃弾の使用については、鳥獣の鉛中毒が生じ、又は水鳥若しくは希少猛禽類の生息地において、銃器による捕獲が実施され、鳥獣への鉛中毒が懸念される地域について、鳥獣の鉛汚染に状況等の現状を分析・評価した上で、必要に応じて関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行い、指定猟法禁止区域を指定するものとする。

また、鉛製銃弾以外であってわなを用いた捕獲、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、現状の分析・評価を行い関係機関及び関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行い、指定猟法禁止区域を指定するものとする。

### (2)現在の指定区域

名称	所在地	面積(ha)	期限
利根大堰指定猟法禁止区域	行田市	113.7	無期限
荒川指定猟法禁止区域	上尾市、桶川市、北本市、鴻巣市、深谷市、熊谷市、川島町、吉見町、寄居町	1,809.0	無期限
入間川指定猟法禁止区域	川越市、川島町	402.6	無期限

### (3)指定猟法禁止区域指定計画

期間中の指定の予定はない。

## 第12 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画（以下「特定計画」という。）は次の方針により必要に応じて策定する。

## 1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針

県内に生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣がある場合において、生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展の均衡を図る観点から、当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させる、又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持する必要があると認められる場合には、当該鳥獣についての第一種特定鳥獣保護計画を作成するものとする。

## 2 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針

### (1) 方針及び経緯

生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人のあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系の攪乱を引き起こしている鳥獣がある場合において、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させるために必要があると認められる場合には、当該鳥獣についての第二種特定鳥獣保護計画を作成するものとする。

本県では、秩父地域を中心にイノシシ及びニホンジカ等の獣類が生息しており、近年生息数の増加や分布域の拡大により農林業被害、自然植生への影響が深刻化していることから、特定鳥獣管理計画を作成し、イノシシについては平成18年4月から、ニホンジカについては平成18年11月から計画的な管理を進めている。

平成27年5月の改正法の施行にあわせて、イノシシ及びニホンジカについて第二種特定鳥獣管理計画を作成し、引き続き総合的な対策を講じており、本計画期間中においても同特定鳥獣管理計画を更新する。

イノシシ、ニホンジカ以外の鳥獣については、生息実態や農林作物等への被害等を総合的に検討し、必要と認められる場合は、計画を作成するものとする。

### (2) 第3次第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ)のあらまし及び管理の方向性

著しい被害を及ぼすイノシシの管理（生息数の減少及び生息域の縮小）の強化等のため、個体数管理、被害防除対策等を総合的に実施することを目的とする。計画期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日の5年間とし、対象市町村は、秩父市を始めとした計21市町村とする。

現況について、令和2年度調査に基づき、生息範囲、生息密度、推定生息個体数を示す。生息範囲は、長期的には秩父地域から北側及び東側に拡大し、生息密度は、生息範囲の東側、比企地域方面で高くなっている。推定生息数は、令和元年度時点で約2,800頭を中央値として推定し、管理計画を策定する。ただし、多産であるイノシシは、年間の個体数増加率の変動が大きいため、今度も継続したデータ収集及び個体数推定を継続し、管理計画を適宜見直すこととする。

捕獲について、平成28年度以降、年間700頭から2,300頭を狩猟及び有害鳥獣捕獲で捕獲している。

管理目標については、年間の捕獲目標を年度毎に500頭から1,500頭の間で設定し、





## (5) 計画の目標

計画の目標の設定に当たっては、あらかじめ当該地域個体群の生息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等について必要な調査を行うこととし、科学的な知見及び各地の実施事例に基づき、極力数値による評価が可能な保護又は管理の目標を設定する。目標の達成状況の評価のために用いる指標は、推定生息個体数や捕獲・目撃地点の分布、単位努力量当たりの捕獲数や目撃数、被害額等、当該地域個体群の生息動向、確保すべき生息環境、被害状況等を表すものを選択し、指標のモニタリングを実施するとともに、各指標の特性を踏まえ、指標に応じて中長期的な視点での評価を行う。評価の結果は、科学的な不確実性の補完及び専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りつつ計画へフィードバックすることにより計画を順応的に見直し、保護事業又は管理事業に反映させる。

## (6) 保護又は管理事業

当該地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び保護を図るために、計画の目標を達成するための施策として、対象種の特性を踏まえた個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等の多岐にわたる事業を組み合わせる。

## (7) 第一種特定鳥獣保護計画の記載項目

- ア 計画策定の目的及び背景
- イ 保護すべき鳥獣の種類
- ウ 計画の期間
- エ 第一種特定鳥獣の保護が行われるべき区域
- オ 第一種特定鳥獣の保護の目標
- カ 第一種特定鳥獣の捕獲等に関する事項
- キ 第一種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項
- ク その他第一種特定鳥獣の保護のために必要な事項

## (8) 第二種特定鳥獣管理計画の記載項目

- ア 計画策定の目的及び背景
- イ 管理すべき鳥獣の種類
- ウ 計画の期間
- エ 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域
- オ 第二種特定鳥獣の管理の目標
- カ 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項  
(指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合は当該事業の実施に関する事項)
- キ 第二種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項
- ク その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項

## 4 計画の作成及び実行手続

### (1) 検討委員会の設置

特定計画の策定、見直し、実施に当たっては、学識経験者、関係行政機関、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体等で構成される特定鳥獣保護管理検討委員会を設置し、検

討、評価等を行うとともに、関係者の合意形成に努める。検討に当たっては、目標の設定と評価、対象鳥獣の保護又は管理のために必要な事業、モニタリング方法等について、自然科学と社会科学の両面から検討できる体制の整備に努める。

## (2)関係地方公共団体との協議

特定計画の策定に当たっては、計画対象区域に係る市町村及び計画の対象とする地域個体群がまたがって分布する都道府県等と協議する。

## (3)利害関係人の意見の聴取

特定計画の策定に当たっては、関係行政機関、農林水産業団体、自然保護団体、狩猟者団体等の必要な機関又は団体に対し意見聴取を行う。

## (4)計画の決定及び公表・報告

特定計画が決定された後は、速やかに公表するとともに、環境大臣に報告する。

## (5)計画の評価・見直し

設定された指標に対応するモニタリングにより、計画の目標の達成度を評価し、課題の抽出や改善策の検討を行う。それらの評価結果を踏まえて順応的に計画の見直しを行う。

## (6)計画の実行体制の整備

保護又は管理を適切に進めるため、個体群管理、生息環境管理、被害防止対策を担う人材の確保及び育成に取り組むほか、関係部局の施策との連携を図る。また、施策の一貫性が確保される体制を整備するため、前述の検討委員会の設置等により大学、研究機関、鳥獣の管理の専門家等と連携するとともに、地域住民の理解や協力を得る。

## 第13 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

### 1 基本方針

鳥獣保護管理法の目的を達成するため、法第78条の2に基づく調査として、関係機関等と連携し、必要に応じて次のような調査を実施するものとする。

### 2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

#### (1)県内希少野生動植物種選定調査

「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例」に基づく「県内希少野生動植物種」の指定に当たり、候補種の生息状況等を調査するものである。また、既に指定を行った種についても追跡調査を行うものとする。

#### (2)希少野生動植物種生息状況等調査

埼玉県レッドデータブック動物編の発行に当たり、掲載候補種の生息状況等を調査するものである。



### (3) オオタカ等生息状況調査

オオタカ等の保護のため、継続的に生息状況調査を実施するものとする。

(オオタカ 撮影 小峯 昇氏)



### (4) ガンカモ類の生息調査

ガン・カモ・ハクチョウ類の冬期生息状況を把握し、野生動物保護管理行政に資することを目的としている。

本調査は、毎年1月中旬の、別に定める日に実施する全国的な一斉調査として行うものであり、渡来地の中から調査地を定め、調査地ごとに調査員を配置し、種ごとに個体数を調査するものである。

### (5) 狩猟実態調査

対象鳥獣	調査年度	調査内容	調査方法	備考
イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ 等	毎年	出猟日 出猟場所 目撃数 捕獲数	埼玉県に入猟する狩猟者に 出猟カレンダーを配布し、 その回収結果を集計する。	

### (6) その他の調査

対象鳥獣	調査年度	調査内容	備考
カワウ	毎年	生息数、ねぐら・コロニーのモニタリング	
シラコバト	毎年	生息地点	
ニホンザル	適宜	生息数、被害状況	
ツキノワグマ	適宜	生息範囲、生息数	
ニホンジカ	毎年	生息数、生息範囲、生息密度	
イノシシ	毎年	生息数、生息範囲、生息密度	

(シラコバト 撮影 小峯 昇氏)



### 3 鳥獣管理対策調査

#### (1)方針

イノシシ、ニホンジカ、アライグマについて、有害鳥獣捕獲（アライグマにあつては防除実施計画に基づく計画捕獲）により捕獲された個体の栄養状況、年齢構成、妊娠率等を次表のとおり調査し、管理のための資料に活用する。

#### (2)調査の概要

対象鳥獣	調査年度	調査内容	備考
イノシシ ニホンジカ アライグマ	毎年	イノシシ、ニホンジカ ①捕獲日②捕獲場所③捕獲方法④性別⑤体長⑥体重 ⑦年齢⑧妊娠の有無 アライグマ ①捕獲場所②わなの設置期間③捕獲日④性別⑤成 獣・幼獣の別⑥錯誤捕獲の状況	

### 4 法の諸制度に基づく状況調査

法に基づく許可捕獲及び狩猟による捕獲に関する情報収集及び分析並びに狩猟制限区域に係る調査を実施する。

#### (1)狩猟による捕獲等の状況

狩猟鳥獣の捕獲等の状況を把握するため、狩猟者から捕獲等の位置情報、捕獲個体の性別等の情報を収集する。

#### (2)狩猟以外(有害鳥獣捕獲等)の捕獲等の状況

有害鳥獣捕獲等の許可及び指定管理鳥獣捕獲等事業に係る捕獲等の情報を収集する。

#### (3)鳥獣保護区等狩猟制限区域の指定・管理のための調査

鳥獣保護区等の指定、管理等を適正に行うため、既指定の鳥獣保護区又は新規指定候補地となる地域において鳥獣の生息状況、生息環境、農林業被害等の調査を行うものとする。

本計画期間中は、特別保護区の更新に際して、次表のとおり生息調査を行う。

分類	名称	面積(ha)	指定期間(予定)	生息状況調査(予定)
森林鳥獣生息地	奥秩父	1,943.7	令和6.11.1～ 令和16.10.31	令和5年度
身近な鳥獣生息地	狭山湖	591.0	令和8.11.1～ 令和18.10.31	令和7年度

## 第14 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

### 1 鳥獣行政担当職員

#### (1)方針

鳥獣行政担当職員には、鳥獣保護管理事業計画の内容、鳥獣の生息状況、狩猟登録を受けた者の数等を勘案した職員の配置に努める。また、司法警察員に指名された職員は、地方検察庁、警察当局等の協力を得ながら鳥獣の保護若しくは管理又は狩猟の適正化に関する取締りの事務を行う。

#### (2)研修計画

名 称	主 催	時 期	規 模	人 数	内 容 ・ 目 的
特定鳥獣の保護・管理に係る研修会	国	適時	全 国	2 人	環境省が実施する野生生物担当職員を対象とした研修に職員を派遣する。
鳥獣保護管理員研修会	県	11 月	全 県	約 100 人	鳥獣保護管理員を対象に、狩猟解禁前に狩猟・密猟の取締り、傷病野生鳥獣及び野生生物の保護管理に関する基本的な知識を修得させる。
市町村職員研修会	県	適時	全 県	約 50 人	鳥獣保護管理及び鳥獣被害に関する知識の向上及び業務遂行に必要な専門的知識の習得

### 2 鳥獣保護管理員

#### (1)方針

法第78条の規定に基づき、鳥獣保護管理事業の実施に関する事務を補助するため、会計年度任用職員として鳥獣保護管理員を設置するものとする。委嘱に当たっては、鳥獣の保護及び管理又は狩猟制度についての知識及び経験を有し、鳥獣の保護及び管理への熱意を有する人材から選任するものとする。総数は地域の実情に応じて市町村数に見合う数を目標とし、その配置については鳥獣保護区の数、狩猟者登録数、鳥獣保護思想の普及の現況等を勘案して行うものとする。

勤務は、一定の地域を担当して行うことを原則とするが、必要に応じて県内全域を担当する鳥獣保護管理員を配置するものとする。

#### (2)設置計画

基準設置数	令和3年度末		年 度 別 計 画							
	人員(B)	充足率(B/A)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計(C)	充足率(C/A)	
79人	77人 (8)	97%	79人 (8)	79人 (8)	79人 (8)	79人 (8)	79人 (8)	79人 (8)	79人 (8)	100%

\* ( ) は、県内全域を担当する鳥獣保護管理員で内数

### (3) 年間活動計画

事業内容	実 施 時 期 (月)											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
鳥獣捕獲取締り	<											>
自然観察会の開催	<											>
かすみ網等販売取締り		<—>					<—>					
違法飼鳥獣商取締り		<—>					<—>					
野生鳥獣飼養取締り	<											>
違法はく製業者取締り		<—>					<—>					
傷病野生鳥獣の保護	<											>
無登録狩猟者取締り								<—>				

### (4) 研修計画

名 称	主催	時期	規模	人数	内 容 ・ 目 的
鳥獣保護管理 員研修会 (再掲)	県	11月	全県	約100人	鳥獣保護管理員を対象に、狩猟解禁前に狩猟・密猟の取締り、傷病野生鳥獣の保護及び野生生物の保護管理に関する基本的な知識を修得させる。
鳥獣保護管理 員研修会	環境管 理事務 所	随時	事務所 単位	約50人	環境管理事務所ごとに所管区域内の鳥獣保護管理員等を対象に、地域の実情に即した知識を習得させる。

## 3 保護及び管理の担い手の育成

### (1) 方針

鳥獣の保護及び管理の強化が求められている地域においては、鳥獣の生息状況の継続的な把握、被害等の発生状況も踏まえた有害鳥獣捕獲や第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の管理等の適正かつ効果的な実施、地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行い、保護及び管理の担い手となる人材の育成及び確保に努める。

## (2) 研修計画

名称	主催	時期	規模	人数	内容・目的
狩猟者講習	県	夏期	全県	約 700 人～ 2,200 人	狩猟免許更新者を対象とした法第 5 1 条第 4 項に基づく講習により、違反・事故の防止を図る。
農作物鳥獣害防止指導者育成研修	県	夏期	全県	約 50 人	地域の鳥獣被害防止指導者になろうとする者を対象とした講習により、鳥獣被害防止に係る知識・技術と併せて、鳥獣の保護及び管理に関する知識の普及を図る。
保護管理担い手研修	県	秋期	全県	約 100 人	免許を取得した狩猟未経験者や初心者を対象とした講習により、鳥獣保護管理の担い手に必要な基本的知識・技術の普及を図る。
共同捕獲実践研修	県	秋期	全県	約 60 人	狩猟者が共同でニホンジカを捕獲する実践研修により、大型獣を捕獲可能な狩猟者の育成を図る。

## (3) 狩猟者の確保及び技能の向上に向けた対策

狩猟は適切な野生鳥獣の捕獲を通じて、農林水産業の被害防止に寄与するなど県民の産業活動及び生活環境を守るとともに、生態系の保全に重要な役割を果たしている。このような狩猟の公共的な役割及び狩猟の社会的意義について、より広範に県民の理解を得る必要がある。

近年、有害鳥獣捕獲の実施を支える狩猟者の減少には下げ止まりの傾向が見られるが、狩猟経験の豊富な狩猟者の高齢化が進んでおり、引き続き狩猟の意義、狩猟免許の取得方法等の広報活動を一般社団法人埼玉県猟友会等の関連団体と連携して取り組むこととする。

また、狩猟免許取得希望者数の増加がみられることから、試験の適切な開催回数の確保又は狩猟免許試験の休日開催等受験機会の確保等に努める。

さらに、免許取得者が実際に野外で活動し、経験の蓄積等を通じて各種技能の向上が必要であり、これらの対策について、埼玉県猟友会又は長瀨射撃場の指定管理者等との連携を通じて効果を高めていく。

これらのほか市町村等とも連携し、狩猟者の減少防止や新規狩猟者の確保等のための対策を講じることとする。

## 4 鳥獣保護管理の総合的な拠点の整備

本県における傷病野生鳥獣の保護管理対策は、公益社団法人埼玉県獣医師会への委託事業及び県が登録した傷病野生鳥獣保護ボランティアの協力により実施している。

平成 26 年 6 月に鳥獣保護センターを開設し、ボランティアでは対応が困難な場合に補完的に行う鳥獣の保護管理、高病原性鳥インフルエンザなどの感染症への対応等に必要な体制を整備した。今後も機能維持の為に、必要な改修を検討する。

また、施策立案を行う行政部門と科学的研究、分析を行う調査研究部門を一体化し、生

物多様性の保全を進めるため、環境科学国際センターを核として「生物多様性センター」の整備を進める。

くわえて、野生鳥獣に関する各種調査研究や展示解説施設、資料室といった機能・役割については、環境科学国際センターを中心に埼玉県自然学習センター、埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター、さいたま緑の森博物館等の既存の県有施設を活用し、鳥獣の保護及び管理について連携を図る。

## 5 取締り

### (1)方針

鳥獣関係法令違反に対処するため、法令の普及徹底に努めるとともに違法行為の取締りを行うものとする。

本計画期間内の取締りの重点事項は、引き続き狩猟違反取締り、密猟取締り（かすみ網、とりもち、おとし籠等を使用する違法捕獲の取締り、オオタカのヒナ及び卵の密猟防止）、違法飼養取締り、違法飼鳥獣商・はく製業者取締りとし、警察と連携を図りながら実施するものとする。

なお、狩猟者に対しては、法令上の義務及び禁止行為のみならず、一般県民に対して誤解を招くことのないよう、マナーの遵守を呼びかけるものとする。

### (2)年間計画

重点事項	実施時期	備考
<b>【狩猟違反取締り】</b> 狩猟期間中の取締りは、特に出猟者の多い初猟日、年末年始、終猟日には職員及び鳥獣保護管理員が警察と連携を図りながら実施し、その他の日についても鳥獣保護管理員が出猟者の多い週末を中心に週2日程度巡回を行う。	狩猟期間	初猟日、年末年始、終猟日の取締りについては、地区ごとに重点目標を立てて実施する。
<b>【密猟取締り】</b> 職員、鳥獣保護管理員により年間を通じて行う。	通年	
<b>【違法飼養取締り】</b> 職員、鳥獣保護管理員により年間を通じて行う。	通年	
<b>【違法飼鳥獣商・はく製業者取締り】</b> 鳥獣保護管理員を中心として、年に2回取締りを実施する。	5月、10月	

## 6 必要な財源の確保

鳥獣保護管理事業の財源として、地方税法における狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する行政の実施に対し効果的な支出を図るものとする。

## 第15 その他鳥獣保護管理事業の実施のため必要な事項

### 1 傷病鳥獣救護

#### (1) 傷病鳥獣救護に関する考え方

野生鳥獣は、山野等にあつて、個体の生と死を繰り返し、これによって成り立っているものが生態系であるから、自然の傷病による死も生態系の一要素である。また、鳥獣の傷病には、自然の傷病によるもののほか、人間活動に起因する傷病も発生している。

傷病により保護を要する野生鳥獣（傷病野生鳥獣）を救護することは、鳥獣保護思想上も生きものを大切に思う気持ちからなされてきた側面もある。

傷病鳥獣救護については、これらの考え方を踏まえつつ、絶滅のおそれのある種の個体の野生復帰や環境モニタリングへの活用等、生物多様性の保全への貢献に重点を置いて対応する。

#### (2) 傷病鳥獣救護への対応

本県における傷病鳥獣救護は、生物多様性の保全に貢献することを目的とし、次のとおり実施する。なお、大量死や異常な行動をとる個体の発生等生態系の異常及び感染症の発生状況の把握につながる情報は一元的に収集・把握するよう努める。

ア 鳥獣の管理を行うことが必要な種以外の救護を優先する。

イ 絶滅のおそれのある種の個体を含め、鳥獣の野生復帰を図ることを前提とする。

ウ 原則として、人為的な要因で負傷又は罹患した野生鳥獣を対象とする。

エ 原則として、以下の鳥獣は救護の対象としない（付属資料参照）。

- ① 第二種鳥獣管理計画の対象種及び深刻な農業被害や生活被害等を及ぼす鳥獣
- ② 特定外来生物
- ③ 人に危害を及ぼす恐れのある鳥獣
- ④ 雛及び出生直後の幼獣
- ⑤ 人為的な要因以外で負傷又は罹患した鳥獣
- ⑥ 野生復帰が不可能と判断される傷病鳥獣
- ⑦ その他

#### (3) 救護体制及び普及啓発

傷病鳥獣の救護及び大量死などの異常に関する情報収集については、人と鳥獣の適切な関係の構築に向け、次のとおり取り組むこととする。

ア 公益社団法人埼玉県獣医師会との連携による診療機関の確保

イ 保護ボランティアの育成・確保と鳥獣保護センターの運営

ウ 市町村、関係団体等との連携、関係機関のネットワーク化

普及啓発の際には、生物多様性の保全のためには、適切な鳥獣の保護及び管理が重要であり、捕殺が不可欠な場合があることにも理解を求めることとし、対策の必要性や科学的根拠を丁寧に説明するよう努めるとともに、雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう周知する。

#### (4) 傷病鳥獣の個体の処置

傷病鳥獣救護がなされた個体については、法令の必要な手続きを行った上で、必要なデータを収集するとともに野生復帰が可能な個体については、治療、リハビリテーションの後、放野

する。

野生復帰が不可能な個体については、治療、繁殖・研究もしくは教育のための活用や終生飼養又はできる限り苦痛を与えない方法での致死を検討する。

### (5) 野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症対策

収容個体は、必要に応じ、搬入後速やかに隔離及び検査を行い、野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染の有無を把握する。仮に感染の可能性がある場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）等の関係法令等の規定に従い適切に対処する。また、二次感染を防止するため、衛生管理には十分留意する。

さらに、周囲で家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条に規定する家畜伝染病が発生している場合には、同病に感受性のある鳥獣の収容個体の症状等には十分留意し、同病の感染が疑われる際は、家畜衛生部局等と調整し、適切な対応を取る。

なお、救護に携わる者に対し、野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症に関する基本的な情報を提供するとともに、行政担当者や傷病野生鳥獣保護ボランティアに対し衛生管理等に関する研修会の開催に努める。

### (6) 野生復帰

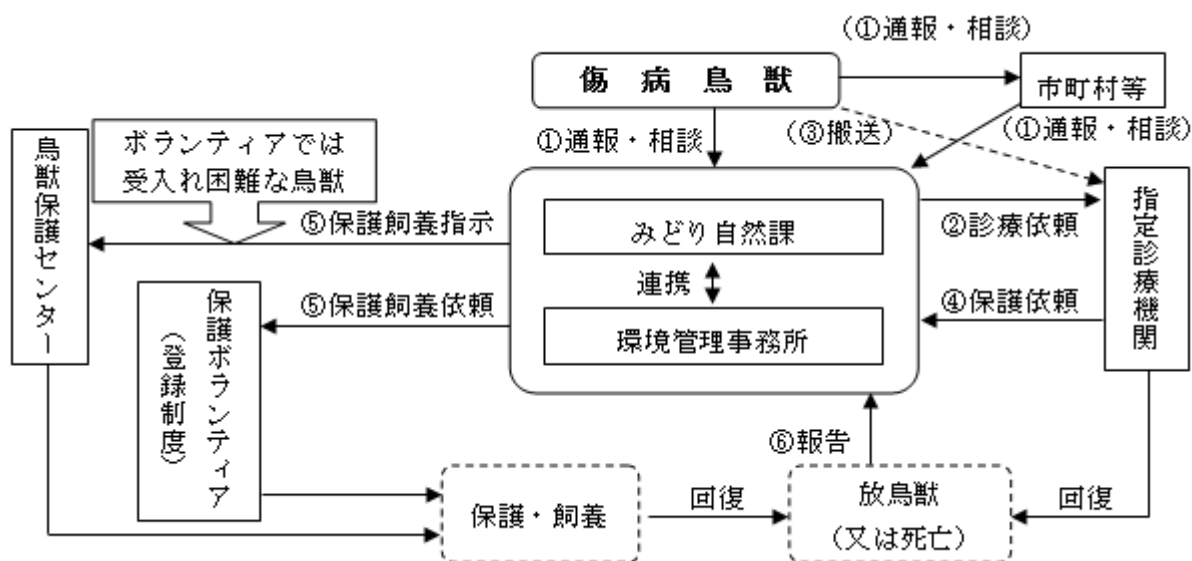
野生復帰は以下のような考え方を基本として対応する。

ア 対象個体の傷病が治癒していること、採餌能力、運動能力や警戒心が回復していること等を確認する。

イ 発見救護された場所で野生復帰させることを基本とし、それが不相当又は困難な場合には、遺伝的にかく乱を及ぼすことのないような場所を選定する。

ウ 感染症に関する検査や治療を行い、野生鳥獣の間で伝播する感染症を予防する。検査により感染症に罹患していることが判明した個体は、治療又はできる限り苦痛を与えない方法での致死を検討する。

### (7) 保護管理体制





## 2 鳥獣への安易な餌付けの防止

鳥獣への安易な餌付けは、人の与える食物への依存や人馴れが進むこと等による人身被害及び農作物被害、個体間の接触が進むことによる感染症の拡大を招くとともに、餌付けを行った者による感染症の伝播等の誘因となり、生態系や鳥獣の保護及び管理への影響を生じさせるおそれがある。

このため、希少鳥獣の保護のために行われる給餌等の特別な事例を除き、地域における鳥獣の生息状況や鳥獣被害の発生状況を踏まえて、鳥獣への安易な餌付けの防止についての普及啓発を図る。

また、希少鳥獣の保護のために行われる給餌についても、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大または伝播につながらないように十分な配慮を行う。

さらに、不適切な生ごみの処理や未収穫物の放置は、結果として鳥獣への餌付けにつながり、鳥獣による生活環境や農林水産業への被害の誘因にもなることから、鳥獣の生息状況を踏まえながら地域社会等での普及啓発にも努める。

## 3 感染症への対応

生物多様性の確保、人の生活、家畜の飼養等に影響の大きい野生鳥獣に関する感染症に備え、専門的な知見に基づく情報収集や野生鳥獣の感染状況等に関する調査をはじめとし、関係部局と連携したサーベイランス等を日頃から実施し、情報の共有を行う。

また、それらの感染症が発生した場合に迅速かつ適切に対応できるよう、事前に国及び県内の関係機関との連絡体制を整備する。野生鳥獣に関する感染症は、鳥獣行政のみならず公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政等の多くの担当部局に関連するものもあるため、これらに関する部局が連携して対策を実施することが必要である。また、関係する機関等に加え、県民や地域住民に対して適切な理解を促すなどの普及啓発を行う。

### (1) 高病原性鳥インフルエンザ

野生鳥獣や家きんなど主に鳥類の間で伝播する感染症であり、畜産業への影響も大きく海外では人への感染事例も報告されていることから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」等に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、家畜衛生部局等と連携しつつ適切な調査に努める。野鳥の異常死の早期発見や発生時の対応体制を強化するために、野鳥の生息状況の把握、死亡野鳥調査等の野鳥サーベイランス及び野鳥緊急調査等を実施する人材の育成・確保に努める。また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わりや野鳥との接し方等について、住民への情報提供や普及啓発等を適切に実施する。

### (2) 豚熱及びアフリカ豚熱

平成30年に国内で26年ぶりに発生して以降、野生イノシシにおける豚熱（CSF）感染が継続して確認されていることから、家畜衛生部局等と調整しながら野生イノシシにおける感染確認検査を実施するとともに、周辺都県、関係市町村、関係団体等と連携しながら防疫措置を含む捕獲強化等の対策を一層推進することにより、感染収束に努める。

なお、捕獲を実施するにあたっては、県や市町村から狩猟者や捕獲従事者に対し「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（令和元年12月環境省・農林

水産省」等に基づいた防疫措置を徹底し、捕獲等を実施するよう指導する。また、野生イノシシが豚熱ウイルスで汚染された肉製品を食べること等で感染・まん延につながるおそれがあることから、ごみの放置禁止及びごみ置き場等における野生動物の接触防止対策等の徹底について、関係部局と連携しながら、関係市町村、関係機関、関係団体等に対し積極的に普及啓発を行う。

アフリカ豚熱（ASF）については、現在、国内での感染は確認されていないが、アジア地域で広く感染が拡大しており、国内への侵入リスクが高まっている。アフリカ豚熱ウイルスが我が国に侵入し、野生イノシシにまん延した場合はその影響が大きいと考えられることから、家畜衛生部局等と連携・協力しながら、野生イノシシにおける感染確認検査の実施や監視体制強化により、万が一の侵入時に早期発見及び適切な措置が可能な体制整備に努める。

### (3)その他感染症

上記以外の野生鳥獣に関する感染症についても、可能な限り情報収集等を行い、鳥獣の保護及び管理に当たっての対応の必要性、対応方法等について検討する。

## 4 放射性物質検査

### (1)経緯及び方針

東日本大震災後、県では、国からの要請による野生動物の放射性物質検査及び県が自主的に行う食用にシカ肉を出荷するための放射性物質検査を実施している。

県民の安心安全に寄与するため、国及び関係部局と連携し、本計画期間中においても、当面の間、検査を実施する。

### (2)概要

野生動物の放射性物質調査は、モニタリング調査であり、調査数等について国と協議の上、決定し、実施する。

シカ肉を出荷するための放射性物質調査は、全数調査を基本とし、県農林部と連携して調査方法及び実施期間等を協議しつつ実施する。

## 5 カラス・ムクドリ等の都市鳥等

### (1)方針

カラス等のいわゆる都市鳥については、その行動圏が住民の生活圏と重なるため、生活環境への被害等が生じる場合がある。これらの対策は、各市町村又は被害等の発生する地区等の生活被害の状況や程度を踏まえた上で適切な手段を講じる必要がある。

その手段については、対処療法的な追い払いを行うだけでなく、餌となる生ごみ等を集積所で管理する、巣作りをする街路等の管理を剪定方法等の管理の適正化を図るなど、生活環境上の対策を行うことが有効であり、かつ保護管理の前提となる。これらの生活環境上の対策は、一般廃棄物処理業務や街路・公園等住民の生活環境に密接に関係する業務を担う市町村が関連部局と協働して対応することが有効である。

他方、カワウ被害の主たるものは、水産漁業被害であり、水産業全般を所掌するのは県であることから、市町村等による有害捕獲のほか、関係団体及び関係部局と連携の上、県は、広域的な対応することとする。

## 6 住宅地等への鳥獣の侵入対応の考え方

### (1)方針

イノシシ等の大型の鳥獣は生活圏に侵入させないことが被害抑止のためには必要である。しかし、近年、住宅地又は住宅と農地が混在する地域に、突発的にこれらの大型の鳥獣が出没することがある。

このような住宅地等への大型の鳥獣の突発的な出没に対しては、人身の安全確保を優先しつつ、鳥獣の山林、河川敷等本来の生息域又はこれに近い区域への誘導、追い払いを行うこととする。人身被害等の危険性が高いと判断される場合には、有害鳥獣として捕獲が相当であるが、近隣の県民及び対応する職員等の安全が十分に確保できる状況において行うこととする。

### (2)関係機関との連携

特に住民の安全確保が必要な野生鳥獣の集落等居住地域への出没については、発見者から連絡又は通報を受けた地元市町村は、埼玉県警、地区猟友会及び県環境管理事務所に連絡する。地元市町村は、出没現場において相互に連絡を取り合いながら対処することとする。

地元市町村は、現地の安全確保の人員を確保し、防災行政無線、登録メール、SNS又は自治会の連絡網等々の各市町村における連絡又は周知方法を用いて情報提供を行い、近隣住民の現場への接近等を抑止し、また適切な対応を促す等の対応をするものとする。また、出没箇所が市区町村境である場合等は近隣の市町村に対しても必要に応じて連絡を行う。

県環境管理事務所は、地元市町村と連絡を取りつつ、上記の関係機関への連絡及び住民への周知等が実施されているかを確認し、現地の地形や当該個体の状況等を考慮して必要な助言等を行う。

出没個体を確認できる場合は、住家等の人身の被害の可能性が相対的に高い方向への移動を阻止しつつ、山林又は河川敷等の被害が少ない方向へ誘導する。

猟具等を用いた捕獲は、その猟具に応じて安全が確保できる場合に使用する。なお、住居居住地域等での銃器の使用には警察官職務執行法の適用が必要となる。

## 7 鳥獣保護思想の普及

### (1)方針

鳥獣保護管理事業を適切に実施していくためには、県民や事業者等の理解と協力が不可欠であることから、鳥獣保護及び管理に関する正しい知識や、鳥獣との適切な関わり方について普及啓発に努める。

埼玉県自然学習センター、埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター等の施設も活用し探鳥会、講演会等の各種行事を実施するほか、愛鳥週間用ポスター原画の募集などを行い、市町村、学校、関係団体等の協力のもと、普及啓発を行う。

また、鳥獣の適切な保護及び管理のためには、第二種特定鳥獣やアライグマなどの外来鳥獣などの捕殺が不可欠な場合があることについて、ホームページ等により県民への周知を図るものとする。

## (2) 事業の年間計画

事業内容	実施時期 (月)											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
愛鳥週間用ポスター募集		←				→						
自然観察会の開催	←											→

## (3) 愛鳥週間行事等の計画

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①愛鳥週間ポスターの募集 (小・中・高校生対象) ②自然観察会の開催 ③保護ボランティア講習の開催	同 左	同 左	同 左	同 左

## 8 野生の生きものとふれあう学校の指定

### (1) 方針

次代を担う小・中・高等学校の児童・生徒が自然保護及び鳥獣保護への関心を高めることを目的として、野生の生きものとふれあう学校の指定を行うものとする。なお、指定校及びその周辺において、身近な鳥獣生息地の保護区が指定されるよう努めるものとする。

### (2) 指定期間及び指定計画

現在指定の30校の指定期間は令和5年3月31日までとし、当該校の希望、活動状況等を勘案し、更新することができるものとし、令和6年度以降は、必要に応じてその他の学校も指定する。

### (3) 野生の生きものとふれあう学校に対する指導内容

自然保護及び鳥獣保護に関する特別授業へ鳥獣保護管理員等を講師として派遣し、自然保護及び鳥獣保護のあり方について指導する。また、鳥獣に関する図書、写真・物品等の貸与・配布により自然保護及び鳥獣保護への関心を高める。

## 9 法令の普及の徹底

### (1) 方針

鳥獣の捕獲等禁止制度、**狩猟制度及び法の適用除外に係る事項について、周知を図るものとする。**

### (2) 実施内容

ア 鳥獣の捕獲等禁止制度について (対象：県民一般)

彩の国だより等の県の広報媒体への掲載、各種団体広報紙への啓発記事の掲載等により鳥

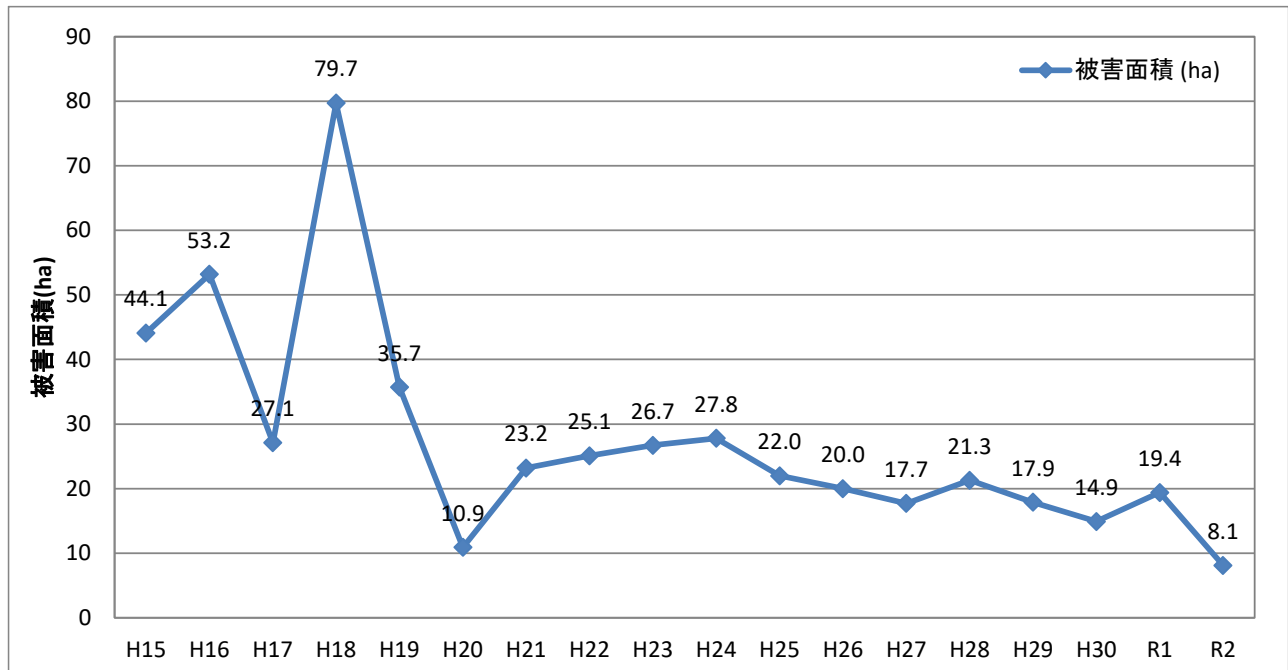
獣の捕獲等禁止制度について周知を図る。

イ 鳥獣関係法令全般の啓発（対象：狩猟者）

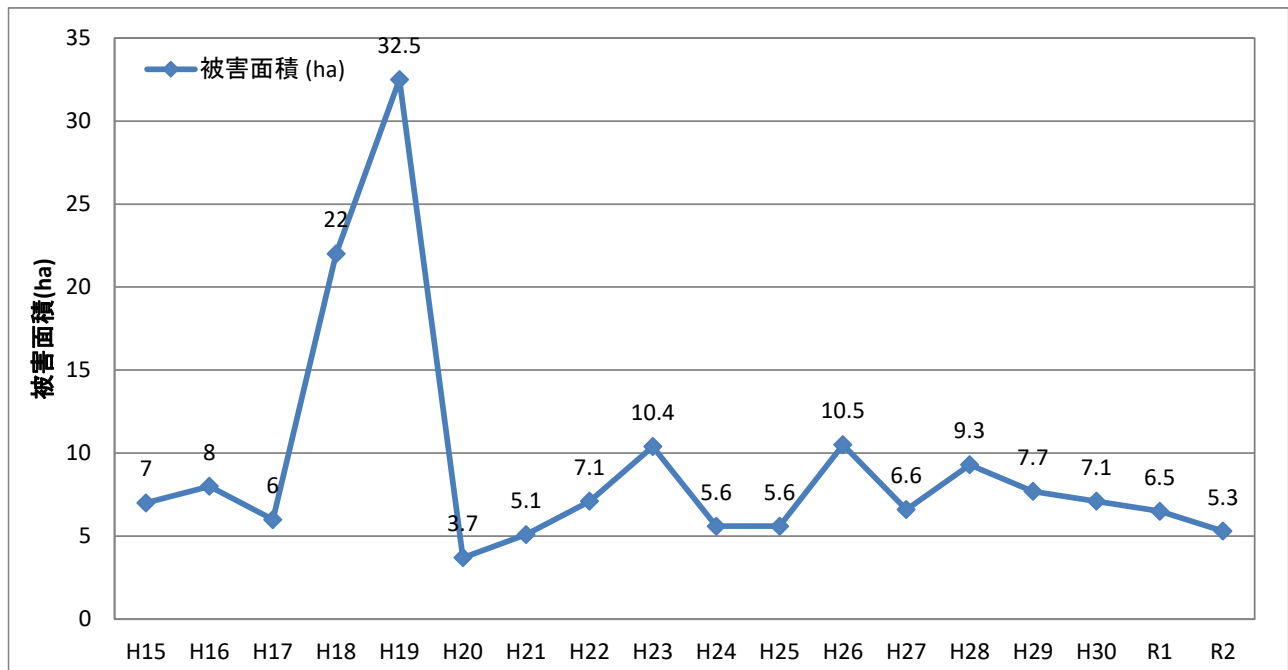
狩猟免許更新講習会及び狩猟者登録等の機会に狩猟の安全及び法令遵守等を啓発するものとする。

## 付属資料

イノシシ農業被害面積の推移（平成 15～18 年度は農林水産省資料、平成 19 年度以降は県農林部資料）（R2 の値は速報値）



ニホンジカ農業被害面積の推移（平成 15～18 年度は農林水産省資料、平成 19 年度以降は県農林部資料）（R2 の値は速報値）



狩猟免許試験及び更新（適性検査・講習）実施回数

	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2
試験	4 回	4 回	4 回	4 回	3 回
更新	4 回	4 回	16 回	4 回	4 回

狩猟免許更新件数

	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2
網  猟	28	36	87	40	43
わな  猟	174	165	547	257	248
第 1 種銃  猟	321	375	1,895	439	441
第 2 種銃  猟	11	11	15	16	14
合  計	534	587	2,544	752	746

県内の国有林の分布（埼玉県内の国有林の分布（林野庁関東森林保安局））

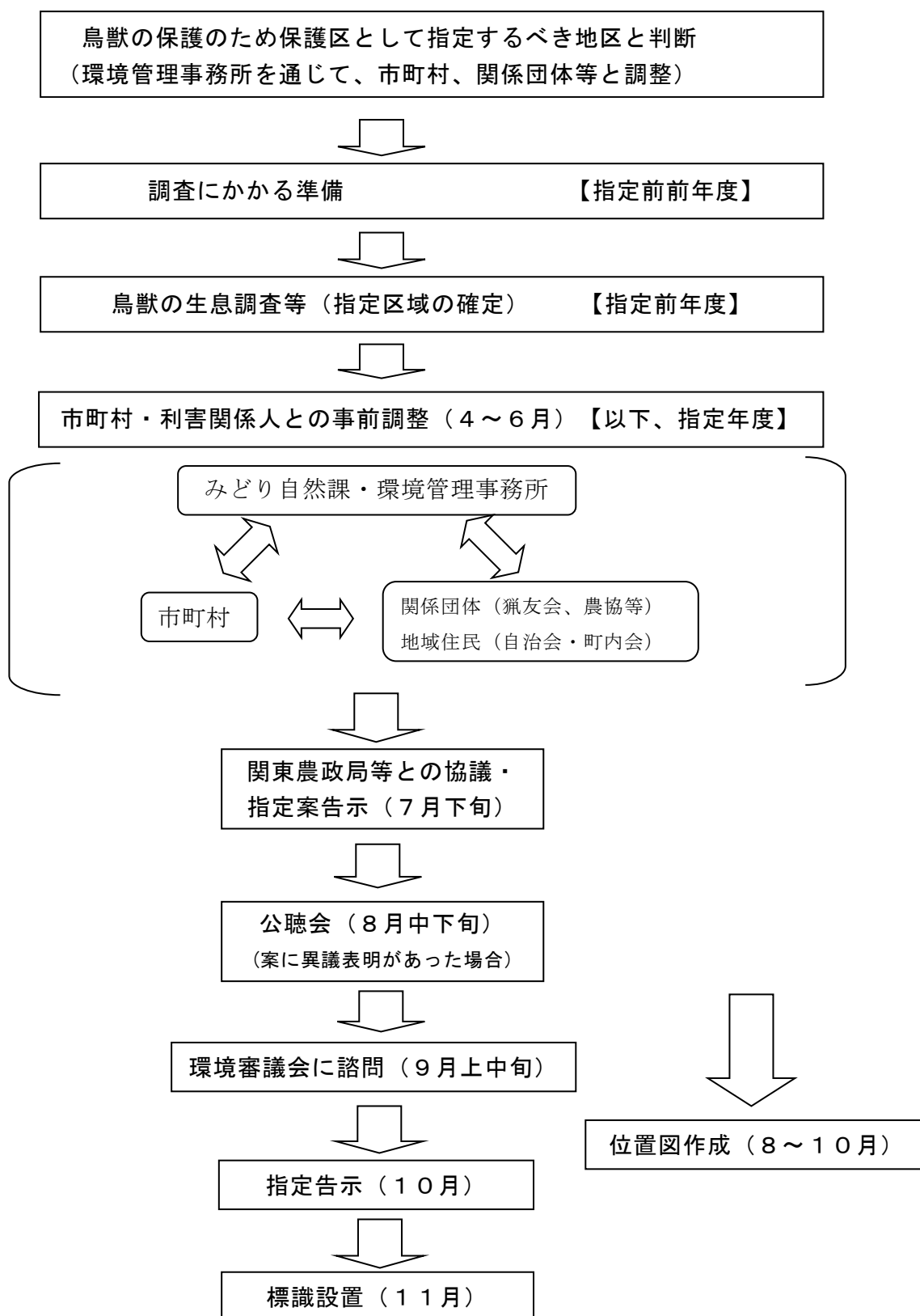
所在市町村	秩父市	ときがわ町	毛呂山町	計
面積（ha）	11,890.42	68.35	25.00	11,983.77

県内の狩猟制限区域の分布



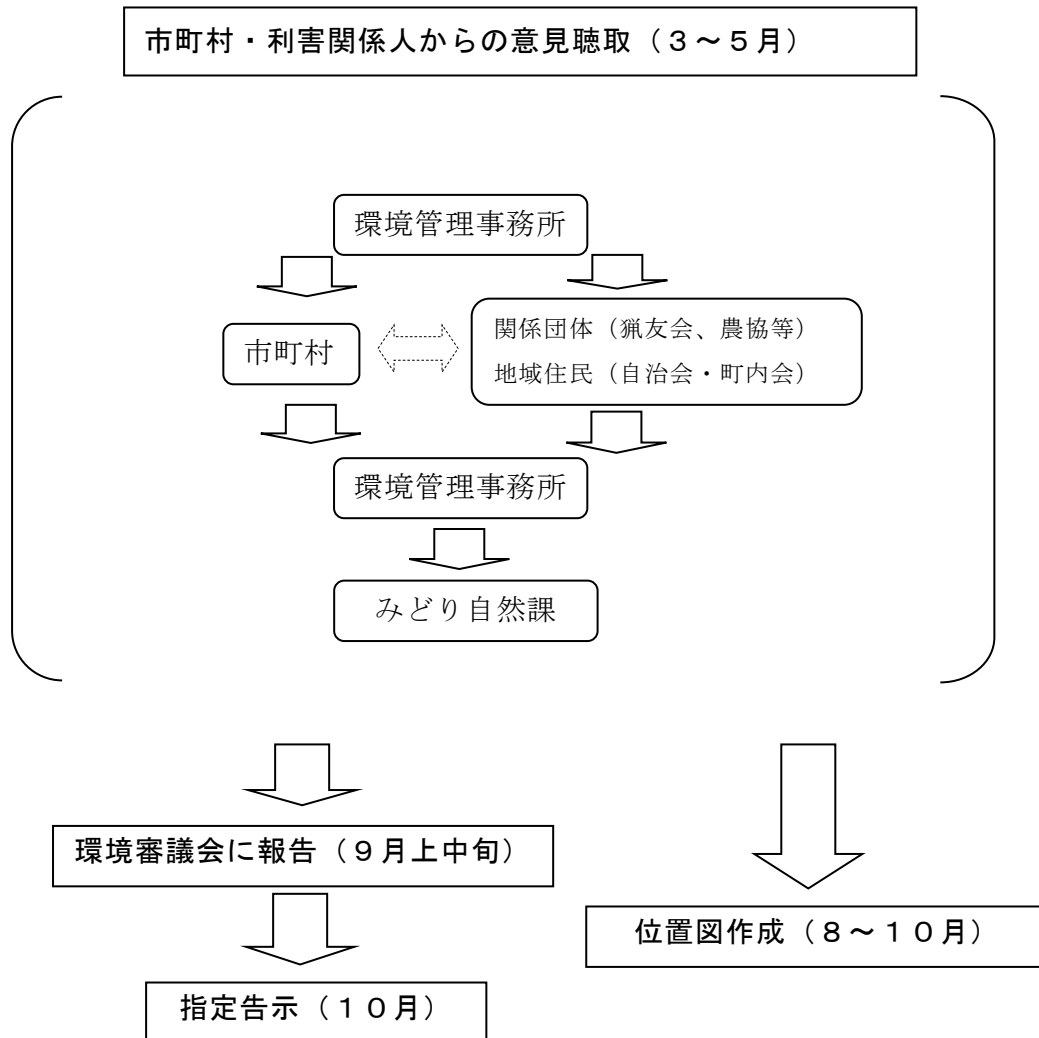
## 鳥獣保護区等の指定等

### (1) 鳥獣保護区等の指定等（特別保護地区の指定、期間更新を含む）





(2) 鳥獣保護区・特定猟具使用禁止区域（銃）の期間更新

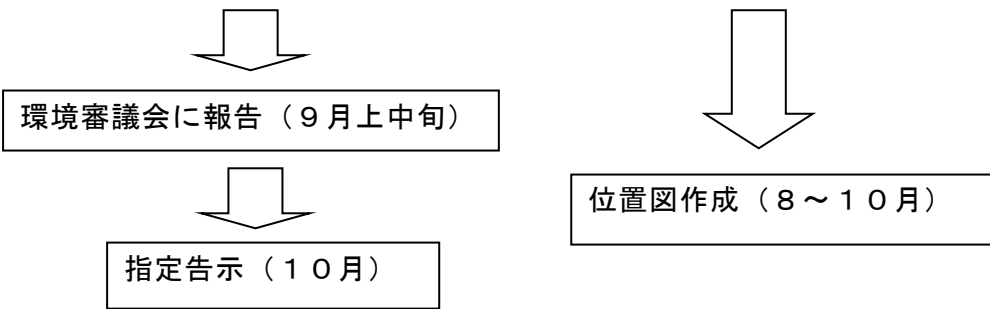
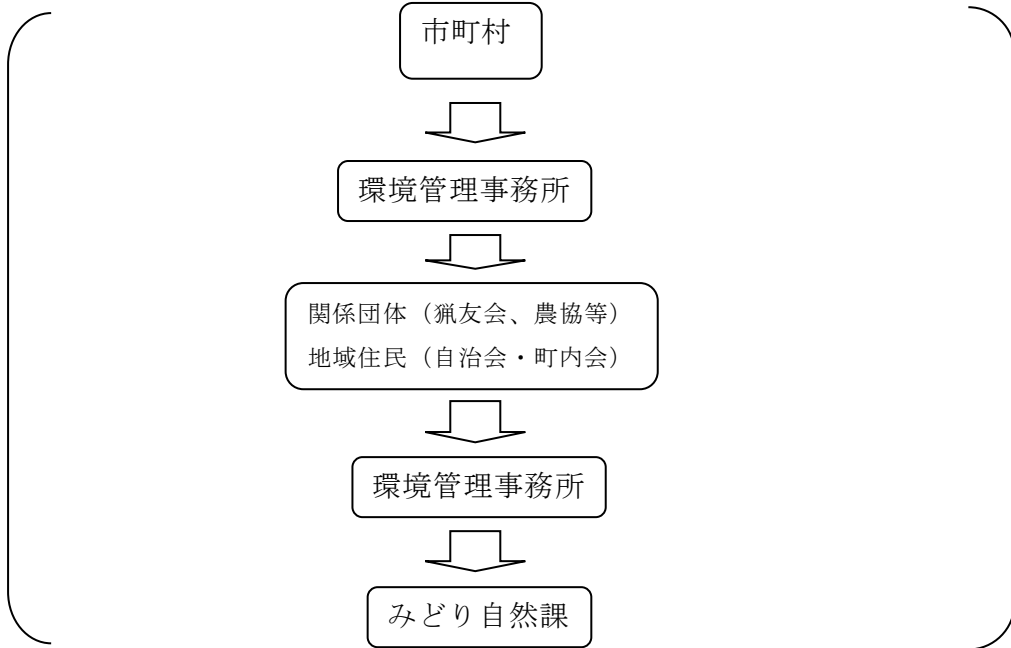


※ 特定猟具使用禁止区域（銃）は期限を「無期限」とする。

### (3) 特定猟具使用禁止区域（銃）の指定、区域変更

(鳥獣保護区指定に伴うものを除く)

市町村からの要望書の募集・  
利害関係人からの意見聴取（3～5月）  
【指定、区域変更の時期は、要望時期等により翌年度となる場合あり】



## 傷病鳥獣救護において原則として対象としない鳥獣

区分	種等
第二種鳥獣管理計画の対象種及び深刻な農業被害や生活被害を及ぼす鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン、カラス、ドバト、カワウ、ムクドリ 等
特定外来生物	アライグマ、ヌートリア、マスカラット、キタリス、クリハラリス、ガビチョウ、ソウシチョウ 等
人に危害を及ぼす恐れのある鳥獣	クマ、サル
雛及び出生直後の幼獣	—
人為的な要因以外で負傷又は罹患した鳥獣	天敵に襲われた鳥獣、伝染性疾患に罹患した鳥獣
野生復帰が不可能と判断される傷病鳥獣	—
その他	鳥獣保護管理法適用外の鳥獣 (愛玩飼育由来の鳥獣、家畜) 両生類、爬虫類、魚類